

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第91号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第92号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第93号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第94号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第95号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第96号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第97号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第98号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第99号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第100号	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第101号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第102号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第14	議案 第103号	指定管理者の指定について(ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)
第15	議案 第104号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第105号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について		
第17	議案 第106号	損害賠償の額の決定について		
第18	議案 第107号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		
第19	議案 第108号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について		
第20	議案 第109号	指定管理者の指定について(飛騨市多機能型障がい者支援センター)		
第21	議案 第110号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について		
第22	議案 第111号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)		
第23	議案 第112号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第24	議案 第113号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について		
第25	議案 第114号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について		
第26	議案 第115号	指定管理者の指定について(飛騨市火葬場)		
第27	議案 第116号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)		
第28	議案 第117号	指定管理者の指定について(神岡町農産物直売施設)		
第29	議案 第118号	指定管理者の指定について(飛騨市肉用牛繁殖センター、万波牧場)		
第30	議案 第119号	指定管理者の指定について(森茂牧場)		
第31	議案 第120号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)		

令和5年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第32	議案 第121号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)		
第33	議案 第122号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)		
第34	議案 第123号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)		
第35	議案 第124号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)		
第36	議案 第125号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)		
第37	議案 第126号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)		
第38	議案 第127号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)		
第39	議案 第128号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)		
第40	議案 第129号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)		
第41		一般質問		
第42	議案 第130号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
第43	議案 第131号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第44	議案 第132号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)		

○出席議員（12名）

1 番	小 笠	原 上	美 保	子 廣
2 番	水 上	吹 端	雅 豊	廣 孝
4 番	井 澤		浩 史	二 朗
5 番	住 徳	田 島	清 純	朗 美
6 番	前 野	川 村	文 勝	次 博
7 番	籠 高	山 原	恵 邦	憲 子
8 番	葛	谷	寛	子 子
9 番				徳
10 番				
11 番				
12 番				
13 番				

○欠席議員（1名）

3 番	谷	口	敬	信
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 湯	竹 下	淳 明	也 宏
副市長	之 沖	畑 尻	康 孝	子 之
教育長	谷 森	田 井	雄 弘	郎 史
総務部長	藤 畑	上 村	あ 久	一 史
企画部長	野 森		英 裕	さ 徳
市民福祉部長	横 佐	山 藤	直 賢	樹 和
商工観光部長	野 渡	村 邊	丈 二	樹 一
農林部長	堀 高	田 見	友 浩	智 郎
基盤整備部長	上	畑		康 司
環境水道部長				
病院事務局長				
教育委員会事務局長				
会計管理者				
消防長				
危機管理監				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 嶋	田 中	浩 み	和 み
書記			な	

目次

◆開会	7
◎議長（住田清美）	7
◆日程第1　会議録署名議員の指名	7
◎議長（住田清美）	7
◆日程第2　議案第91号　飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する 条例について から	
日程第40　議案第129号　令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）	
日程第41　一般質問	7
◎議長（住田清美）	7
【高原邦子　一般質問】	
○12番（高原邦子）	7
◎議長（住田清美）	9
◎議長（住田清美）	9
△市長（都竹淳也）	9
◎議長（住田清美）	11
□教育長（沖畑康子）	11
◎議長（住田清美）	12
□病院事務局長（佐藤直樹）	12
◎議長（住田清美）	13
□商工観光部長（畑上あづさ）	13
○12番（高原邦子）	13
△市長（都竹淳也）	14
○12番（高原邦子）	14
△市長（都竹淳也）	15
○12番（高原邦子）	15
△市長（都竹淳也）	16
○12番（高原邦子）	17
△市長（都竹淳也）	17
○12番（高原邦子）	18
□商工観光部長（畑上あづさ）	18
○12番（高原邦子）	19
◎議長（住田清美）	19
◆休憩	19
◎議長（住田清美）	19

◆再開	19
◎議長（住田清美）	19
【水上雅廣 一般質問】	
○2番（水上雅廣）	19
◎議長（住田清美）	20
□市民福祉部長（藤井弘史）	20
◎議長（住田清美）	21
□総務部長（谷尻孝之）	21
○2番（水上雅廣）	22
◎議長（住田清美）	22
□市民福祉部長（藤井弘史）	22
○2番（水上雅廣）	22
□総務部長（谷尻孝之）	23
○2番（水上雅廣）	23
◎議長（住田清美）	23
□農林部長（野村久徳）	23
○2番（水上雅廣）	24
◎議長（住田清美）	24
□農林部長（野村久徳）	24
○2番（水上雅廣）	25
◎議長（住田清美）	25
□農林部長（野村久徳）	25
○2番（水上雅廣）	25
△市長（都竹淳也）	26
○2番（水上雅廣）	26
◎議長（住田清美）	27
□農林部長（野村久徳）	27
○2番（水上雅廣）	28
□農林部長（野村久徳）	28
○2番（水上雅廣）	28
□農林部長（野村久徳）	28
○2番（水上雅廣）	29
◎議長（住田清美）	30
□基盤整備部長（森英樹）	30
○2番（水上雅廣）	31
◎議長（住田清美）	31
□基盤整備部長（森英樹）	31
○2番（水上雅廣）	31

◎議長（住田清美）	32
◆休憩	32
◎議長（住田清美）	32
◆再開	32
◎議長（住田清美）	32
【野村勝憲 一般質問】	
○10番（野村勝憲）	32
◎議長（住田清美）	34
△市長（都竹淳也）	34
◎議長（住田清美）	35
□総務部長（谷尻孝之）	35
○10番（野村勝憲）	36
◎議長（住田清美）	36
□総務部長（谷尻孝之）	36
○10番（野村勝憲）	36
△市長（都竹淳也）	36
○10番（野村勝憲）	37
△市長（都竹淳也）	37
○10番（野村勝憲）	37
◎議長（住田清美）	38
□企画部長（森田雄一郎）	38
○10番（野村勝憲）	39
◎議長（住田清美）	39
□企画部長（森田雄一郎）	39
○10番（野村勝憲）	39
□企画部長（森田雄一郎）	39
○10番（野村勝憲）	40
◎議長（住田清美）	40
□企画部長（森田雄一郎）	40
○10番（野村勝憲）	40
◎議長（住田清美）	40
□企画部長（森田雄一郎）	40
○10番（野村勝憲）	40
△市長（都竹淳也）	40
◎議長（住田清美）	41
○10番（野村勝憲）	41
◎議長（住田清美）	41
□企画部長（森田雄一郎）	41

○10番（野村勝憲）	41
◎議長（住田清美）	41
○10番（野村勝憲）	41
◎議長（住田清美）	42
□農林部長（野村久徳）	42
○10番（野村勝憲）	43
◎議長（住田清美）	43
□企画部長（森田雄一郎）	43
○10番（野村勝憲）	43
◎議長（住田清美）	43
□企画部長（森田雄一郎）	43
○10番（野村勝憲）	43
△市長（都竹淳也）	43
○10番（野村勝憲）	44
△市長（都竹淳也）	44
○10番（野村勝憲）	44
◎議長（住田清美）	44
□農林部長（野村久徳）	44
○10番（野村勝憲）	45
◎議長（住田清美）	45
□商工観光部長（畑上あづさ）	45
◎議長（住田清美）	46
□教育委員会事務局長（野村賢一）	46
○10番（野村勝憲）	47
□商工観光部長（畑上あづさ）	47
○10番（野村勝憲）	47
◎議長（住田清美）	47
□商工観光部長（畑上あづさ）	47
○10番（野村勝憲）	48
◎議長（住田清美）	48
◆休憩	48
◎議長（住田清美）	48
◆再開	48
◎議長（住田清美）	48
【小笠原美保子 一般質問】	
○1番（小笠原美保子）	48
◎議長（住田清美）	50
□市民福祉部長（藤井弘史）	50

○1番（小笠原美保子）	52
◎議長（住田清美）	52
□市民福祉部長（藤井弘史）	52
○1番（小笠原美保子）	52
◎議長（住田清美）	52
□市民福祉部長（藤井弘史）	53
○1番（小笠原美保子）	53
◎議長（住田清美）	53
□市民福祉部長（藤井弘史）	53
△市長（都竹淳也）	53
○1番（小笠原美保子）	53
◎議長（住田清美）	54
□市民福祉部長（藤井弘史）	54
○1番（小笠原美保子）	54
◎議長（住田清美）	54
□市民福祉部長（藤井弘史）	54
○1番（小笠原美保子）	55
◎議長（住田清美）	56
△市長（都竹淳也）	56
◎議長（住田清美）	57
□企画部長（森田雄一郎）	57
○1番（小笠原美保子）	58
□企画部長（森田雄一郎）	58
○1番（小笠原美保子）	58
□企画部長（森田雄一郎）	58
○1番（小笠原美保子）	58
□企画部長（森田雄一郎）	59
○1番（小笠原美保子）	59
◎議長（住田清美）	59
◆休憩	59
◎議長（住田清美）	59
◆再開	59
◎議長（住田清美）	59
【徳島純次 一般質問】	
○8番（徳島純次）	59
◎議長（住田清美）	61
△市長（都竹淳也）	61
◎議長（住田清美）	63

□総務部長（谷尻孝之）	63
◎議長（住田清美）	64
□企画部長（森田雄一郎）	64
○8番（徳島純次）	65
◎議長（住田清美）	65
□総務部長（谷尻孝之）	65
○8番（徳島純次）	66
◎議長（住田清美）	66
□総務部長（谷尻孝之）	67
○8番（徳島純次）	67
◎議長（住田清美）	68
□危機管理監（高見友康）	68
○8番（徳島純次）	69
◎議長（住田清美）	69
□危機管理監（高見友康）	69
○8番（徳島純次）	69
◎議長（住田清美）	69
□危機管理監（高見友康）	69
○8番（徳島純次）	69
◎議長（住田清美）	70
◆日程第42 議案第130号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について から	
日程第44 議案第132号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）	70
◎議長（住田清美）	70
△市長（都竹淳也）	70
◎議長（住田清美）	71
□総務部長（谷尻孝之）	71
◎議長（住田清美）	71
◎議長（住田清美）	71
◎議長（住田清美）	71
◆閉会	72
◎議長（住田清美）	72

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の欠席議員は、3番、谷口議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、10番、野村議員、11番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第91号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する
条例について
から

日程第40 議案第129号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）

日程第41 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第40、議案第129号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）までの39案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。39案件の質疑と併せて、これより日程第41、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

おはようございます。発言のお許しを得ましたので質問させていただきたいと思います。

今任期最後の定例会となる12月定例会に向けて、また、来年2月には合併20周年を迎えるにあたって、いろいろな市政のことを考えました。十年一昔とはよく言ったもので、20年ともなれば今昔の感は否めませんでした。昨日の葛谷議員の発言で私は町議のころからの合併、そしていろいろなことが走馬灯のように頭の中を巡っていき、涙がにじんできました。その涙は何なのかまだ感情の分析はしておりませんが、そんな思いで今20年目を迎えようとしています。ただ、今までの考え方では乗り切れないなというのが昨今のありさまです。

市役所の各部署は本当にいろいろな問題に直面しながらも、頑張ってくれているなと私は思っています。しかし一番の問題は人口減少による働き手、人手不足、人材不足。これは日本全国同じ状態でありましても、飛騨市は高齢化という問題があり根深く影を落としています。市内の個人業者は後継者がいない場合はもう廃業を考えているよと言われました。また、企業の

中には、M&Aの手法でやったというところもありました。人材不足を補う方策を積極的に取り入れる支援を市も考えていかなければ、飛騨市内の企業や事業がすさんでいってしまいます。このことは、市役所も同じであります。終身雇用制度が希薄になりつつある日本。新卒から定年まで同じところで勤めているという形式は、民間も公務員もそうではありません。中央官庁も御多分に漏れず、そのようらしいと私は官僚の方から聞きました。

本議会の開会日に市長も不祥事を起こした職員問題を述べられ、社会人経験のある新規採用にも触れ、綱紀粛正と服務規律の徹底を述べておられました。補正予算等の商工課所管では、人材確保支援事業やDX化促進などについて予算の検討がされている旨もありましたが、そのことも踏まえて質問したいと思います。

市役所の職員採用はどのようなものかということです。新卒採用と社会経験者の採用については、どのように考えているのか。以前、市長と私はスペシャリストとジェネラリストについて意見交換をしたことがありましたが、私は専門職を確保することは大切であると思っております。その点はどのように考えていらっしゃるのか。ヘッドハンティングという言葉があるように、これだけ時代が動いているときは特に現状維持をするのではなく果敢に挑戦していく、その気構えを職員の採用のときもしないと、飛騨市の将来は縮む一方であります。優秀な職員確保をどのように考えているのか。外部委託もいいですけども、外部リソースはどのように考えているのか。

また、教員の働き方改革の中、出産育児休暇に職場環境としての対応はできているのかということもお伺いしたいと思います。学校の教師の女性の割合は、他の業種の正職に比べて高いほうではないかと考えています。とある学校の保護者たちが産休の先生が多いと心配していると聞きました。おめでたいことではありますけれども、ほかの教師の負担は大丈夫な状態なのだろうか。この点を払拭しなければ、日本は本当の意味の男女同権で、生活しやすい国とは言えないと思いますが、このことは昨日の籠山議員のところでもいろいろ議論はあったと思いますが、そのことも踏まえてお聞きしたいなと思います。働き方改革が言われる中、大丈夫なのかと思聞きますけれども、また、男性教師の育児休暇の申請はどれくらいあるのか。担任を持った先生はなかなかそんなわけにはいかないのではないかなという思いで伺いたいと思います。このことは学校の先生に限らず、市の一般職員にも言えます。産休育児休暇の男性の取得率はどのようなものかということでお伺いしたいなと。それでちゃんとした職場環境が、そのための対応は取れているのか伺いたいと思います。

次に、2024年4月から医師の働き方改革の新制度に市民病院は対応できていますかということをお伺いしたいと思います。市民病院にはいろいろな試みをして医師確保等いろいろなことで努力、尽力されていることは本当に頭が下がる思いで、感謝の気持ちでいっぱいです。来年4月から医師の働き方改革2024が施行されますけれども、これは地域医療にはかなり深刻な影響を与えるのではないかと懸念されております。診療看護師の活用とか言われておりますけれども、なかなか全国的にも数が少ない現状であります。地域別単価の引き上げにもつながるのかなと思いつながら、しかし、飛騨市民病院は本当に医師派遣等にも努力されていますけど、この働き方改革2024が影響しないのか。そしてそのための対応は準備万端なのかをお伺いしたいと思います。

そして、民間企業への支援は補正予算のところでいろいろ審議されているということでもありますけれども、商工課の出してきている事業も大切であるなと思っています。しかし、企業等の悩

みや問題点を正確に把握して、それぞれに適切なアドバイスをしていく考えはありませんか。それぞれの企業で困っている点も違うんです。人材が足りない点、A IとかD Xで補える点はここだよとか、そういったところばかりではないことも承知しておりますけど、職員が企業の経営者になった気持ちで、共感を持ってこの問題点を見直したらどうでしょうか。ただ単にイベント等に補助金を出すだけでは解決にほど遠いと思います。

私は本当に人手不足というのが、企業を苦しめている実態がこの3か月歩いてみてよく分かりました。そして昨日も前川議員がJ Aひだの撤退のことを言われておりましたけど、本当にお買い物ができなくなってしまう。そうした人たちのことを考えていくと、商店がなくなる、飲食店がなくなると本当に楽しみも何もなくなってしまう。絶対にこのことは止めなければいけないと思ひから、しかし人手不足なんですね。この点をどう考えて対応していくのか。そして、大切な市の職員の採用のことも考えてほしいものです。今回の回覧に令和6年度4月からの職員採用のチラシが入っておりました。市も採用が大変だなということは分かりますけれども、どのように考えているのかを聞きたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

職員の採用等諸々ご質問賜りました。私からは市役所の職員採用につきましてご答弁申し上げたいと思います。

現在、採用するということは誰かが退職をしたり、辞めないで採用というのは起こらないわけですけども、そうした公務員の働く動きというものが近年劇的に変化をしております。

議員も今少し触れられたのですが、かつて公務員と言えば終身雇用で、年功序列で、縦割り社会の典型のようにずっと言われてきましたし、高校、大学を卒業して就職すると、そのまま階段を上がっていくように人生を送って定年まで公務員として勤めるというのが常識であったと思います。これがゆえに公務員というのは民間の常識とはかけ離れた人種で、途中で辞めるなんていうと何か問題があったのではないかと。あるいは民間に行きますなんて言っても、民間企業で勤まるわけがないという時代が長く続いてきたというふうに思いますが、今はそうした流れは大きく変わって、特にこの5年くらい本当に変わってきたなという印象を強く持っております。簡単に言いますと、民間との垣根がなくなりつつあるというふうに思っています。

飛騨市ではもともと職員の年齢のアンバランスというものがあまして、旧の町村時代の採用で一時採用しなかった時期がある町村があつて、そのために非常にアンバランスがあるということで、新卒だけでやっていては職員のアンバランスが必ず困難な状況が招来するというふうに考えまして、県内で最も早かったのですが、平成30年度に採用試験の年齢要件というものを撤廃いたしました。社会人経験者にも門戸を広げて59歳まで試験が受験可能であるという試験制度に改めてきたわけでありまして。これ以降に採用した行政職員は49名おりますが、49名のうち社会人経

験者は21人、割合は43%ということになっております。採用時には30歳代が多いのですが、最高年齢は55歳でありまして、年齢を問わず人材を採用しているということでございます。それから県外出身者が多いというのが特徴でありまして、出身企業も多種多様でありまして、現在の飛騨市役所は実にバラエティーに富んだ職員で構成されている組織になりつつあるというふうに考えております。

この中でさらに注目すべきは公務員経験者、つまりほかの役所から転職する職員が少なくないということでありまして、実際にこれは飛騨市のみならず民間企業あるいはほかの役所へ転職する地方公務員というものの全体が増加しておるということでございます。つまり公務員であっても、離職、転職するというのはもう今や普通のことになっているということです。

私、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」という組織の代表代行を務めておりまして、毎年サミットを開催しておるんですが、昨年のサミット、今年は岐阜でやったのですが、岐阜のサミットでもこのことが話題になりまして、多くの首長から自分の役所の職員が次々と転職してしまうということが語られておりました。先日、この首長連合で総務省の公務員部長と意見交換をさせていただいたのですが、この際にも同様の話題になりまして、もう今やかつてはほぼなかった公務員の離職は、現在は公務員は離職するものだというのが皆さんの認識で一致したということでございます。

飛騨市においてもこの5年間で自己都合で退職した職員は20人おります。最近の退職者を見ますと家族の事情とかライフステージの変化、こうしたものにより退職する者ももちろんあるわけですが、特に目立ちますのは若い人で自分の可能性を求めて退職する人が多いということ。逆に職場への不満とか病気を理由とする退職はほぼないというのが特徴です。これは一般企業でも同様の傾向であるというふうに承知しておりまして、離職を防止するための対策は現実的には講じようがなくて、むしろ人生をかけた決断を尊重し、無理な慰留はすることなく、気持ちよく送り出そうというのが今の我々の姿勢でございます。

ただ、こうなりますと今度は採用しなければいけないということになるわけで、ここは社会人採用も含めて、この人材不足、人手不足の中で選ばれる飛騨市役所になるためによほど努力しないといい人材は獲得できないということだと思っております。

そのために必要なのは、1つは市役所の情報発信力を磨くことだというふうに考えています。近年、新卒者も含めて都市部県外も含む市外出身者で受験する方が増えておるんですが、その志望動機を見ますと市の様々な施策の情報に、ネットとか新聞記事とかいろいろなもので触れて、前向きで話題性のある施策を積極的に打ち出しているというところに好感を持って受験しているというケースが非常に多く見られております。この点はさらに今後強化していく必要があるということでございます。

それから、自治体はもちろん飛騨市だけではなくてあまたあるわけでありまして、そうした自治体の中で飛騨市役所を選んでもらえるようにするためには、採用試験そのものの情報発信を積極的に行うということも必要です。このため、ポスターとか募集チラシ、ホームページの内容を刷新してきたわけですが、今年は「ドSな市役所」というポスターを作りまして大変話題になりました。また「5 d a y s 公務員実践型インターンシップ」と銘打ちまして、あらかじめ用意した複数のプログラムに合計19人の現役学生を受け入れまして、様々な部署の職員が現役学

生と接点を得る取り組みも始めたところです。このうち12人の学生から、後年度の市役所採用試験に係る情報提供依頼されるというようなこともありまして、一定の成果を得ているというふうに評価をいたしております。

さらに採用試験であります、民間で広く利用されておりますSPI3というものを導入いたしまして、公務員試験対策を不要にするということによって、民間企業を受験したいと考えている方にもチャレンジしやすい環境を整えております。これは結果が現れてくるのはもう少し先になるとは思いますけれども、引き続きこうした取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

これとは別に行政の内容が専門化、高度化する中で、これは議員からご質問がありましたが、専門人材の確保が必要になるわけです。この点につきましては、職員を専門家に育てるという方法はもちろんありますけれども、どうしてもたくさんの職員を育てられるわけではありせんから、そうすると業務の属人化を招く恐れがある。それから問題発生時にフォローができなくなる恐れもある。そして、今ほど申し上げましたようにその職員が退職しますと、途端に知識とか技術が市役所から失われることになりかねないということでございます。

そこで、ここについては市の対策として、法律で定められております任期付職員の採用を近年積極的に行っております。これはどういう制度かと申しますと、専門的な人材を正職員として最長5年間の任期付きで採用できるという制度でございまして、現在の市役所でいきますと危機管理監、それから地域生活安心支援センターふらっとの前センター長、今はふらっと+の課長です。それから市の美術館長、これがこの制度にあたります。危機管理監は、議員各位もご承知のとおり現在の高見さん、前任の坂田さんがおられますが、ともに退職自衛官でありまして、大変優秀な方々で、飛騨市の危機管理体制は格段に充実したというふうに感じております。

さらに、総務省の地域活性化企業人制度というのがございまして、これを使って民間企業の社員を一定期間受け入れをしております。現在サントリーと株式会社キッチハイクという会社から各1名、職員で活躍いただいておりますし、内閣府の地方創生人材支援制度も活用いたしまして、昨年度から博報堂から1名、本年度はグリーン人材として株式会社アール・エ北陸からも社員の方1名に来ていただいているということです。さらに来年度はまだ具体的な省庁名は申し上げられませんが、国からの職員受け入れを現在調整しておるところでございます。

このように市としては外部人材を期限付きの職員として受け入れることで専門性の確保を図っていきたいと考えておりまして、その取り組みを進めておるところでございまして、これはまさに議員のおっしゃったアウトソースの活用であるというふうに考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、2点目の教員の出産育児休暇への対応についてお答えいたします。

飛騨市におけます今年度の小中学校教職員数は144名で、そのうちの約半数を女性が占めてお

ります。小学校は約6割、中学校は約3割の女性が勤務しております。なお、近年若い教職員の割合も増加しているところでございます。こうした状況の中で産休や育休の教職員は現在11名おり、さらに年明け1月末から1名が産休に入る予定となっております。現在、産休や育休に対しては臨時的任用による教職員を補充できる制度がございますので、基本的には教職員数が減ることがないようにしております。しかし、年度途中での産休や育休に関しては補充に入る教職員がすぐには見つからず、その間、他の職員に負担がかかる場合があることも十分に認識しているところでございます。幸いにも、現時点では飛騨市においては全て補充できております。

また、男性教職員の育児休業の申請につきましては昨年度に初めて1件申請があり、1年間の育児休業を取得し、今年度復帰しております。なお、来年度についても1件、1年間の育児休業の希望があると聞いておるところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは3番目、医師の働き方改革への対応についてお答えさせていただきます。

働き方改革関連法の施行により、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用開始となり、年960時間、月100時間未満が基準となります。

当院で時間外勤務時間数に大きく影響する業務としては、救急外来を担当する医師と看護師の宿日直業務が該当しておりましたが、勤務実態を詳しく説明して高山労働基準監督署と協議を重ねた結果、断続的な宿直または日直勤務について、常勤医師、看護師は令和元年9月に、非常勤医師は令和3年8月に許可されましたので、既にこの点は解消しております。

重ねて、院内では働き方改革実行に向けた業務改善に取り組み、時間外労働の削減に努めておりますので幾つかご紹介させていただきます。

1点目です。令和3年度の電子カルテシステムの更新により対応が可能となったことから、ICカードによる勤怠管理システムを導入しました。このことによって職員の出退勤時間を合理的に把握することが可能となり、労務管理の精度の向上と事務処理の大幅な効率化が実現しております。

2点目です。週当たりの労働時間数の範囲で柔軟な勤務時間の割り振りをするすることで、宿直明けの医師が十分な休息を取れるように工夫をしております。

3点目です。チーム制の導入によって複数の医師が患者の容体等を共有することで、有給休暇が取得しやすい職場環境を整備しています。また、タスクシフトやタスクシェアによって多職種で協力し合う体制も整っていることで、院内全体で働き方改革を推進しております。

もちろん、医師不足解消の目的で研修医や専攻医を継続的に確保する努力を続けてきたことが常勤医師の時間外労働の削減に貢献していることも大きな成果と言えます。

このような取り組みにより、医師1人当たりの時間外勤務時間の平均は令和4年度が32.2時間、令和5年度が33.9時間と、厚生労働省が定めるA水準病院の範囲に問題なく収まっており、当院に在籍する医師に対する時間外労働の上限規制への準備は整っております。

なお、外来の専門診療科につきましては、富山大学を中心に非常勤医師を派遣していただいております。当院からは派遣継続を要望しているところです。現時点では派遣元から引き上げなどの話は聞いておりませんが、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは4点目の民間企業への支援についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の企業への適切なアドバイスという部分におきましては、現在、市内事業者に寄り添った伴走型の経営相談窓口として、飛騨市ビジネスサポートセンターを開設しております。設置から4年を経過しておりますが、延べ相談件数は479件、その稼働率は常に60%から70%で推移しており、新たに起業される方や市内事業者による新規事業への取り組みや資金繰りなど、経営に関することなら何でも気軽に相談でき、適切なアドバイスを得られる機関として定着をしているところです。

また、商工課で行っております民間企業への支援策につきましても、毎月市内事業者を対象に実施しております定点ヒアリングを始め、令和4年6月に設立されました飛騨市経済連合会会員へのアンケート調査や理事会、また、商工会及び商工会議所との意見交換会等、様々なご意見を聞かせていただきながら、次なる支援策を講じることに心がけております。

さらに昨今、全国的な社会問題となっております人材不足に着目したセミナーの開催や飛騨市商品の認知度と地域ブランド力の向上を図り、販売拡大を目的としたものづくり事業、今年年商1億円を達成する事業者も出ているネットショップ運営人材育成事業など、多種にわたり様々な取り組みを行っているところであり、徐々にその成果も出てきております。

このように市といたしましては、直接事業者の悩みや問題点を伺いながら解決法をともに考える伴走型支援や、現場の声を市が直接把握することに重点を置いた施策を進めておりまして、その過程の中で支援ツールとして補助金を柔軟に活用する方針を取っているところです。今後も飛騨市ビジネスサポートセンターをはじめ、飛騨市経済連合会、各商工団体等の意見をお聞きしながら的確な支援を進めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（高原邦子）

新卒採用というものに対しては、市長はどのように考えていらっしゃいますか。前にジェネラリストとかいろいろなところを歩いてもらいたい、経験してもらいたいとか。公務員でトップになるにはいろいろなところの部署も経験しなければいけないというようなことも言われていたと思うのですが、川のことを聞いたらあの人に聞けばいいとか、山のことはあの人という、そういう人が町役場の頃はいたんですね。市民としては、あの人に聞けばそのことはみんな分かるという職員にいてもらうことが安心なんですけど、今の市長のお話を聞くと、専門家を任期付きで来てもらうということも大切ですが、その間、その方にはどのようなことを指導してもらうのですか。職員に対しての教育係ということで雇うのでしょうか。その辺いかがですか。

△市長（都竹淳也）

まず、こうした任期付き採用の職員は両面ありまして、担当者として業務をこなしてもらうということと、当然その所属で担当というよりは管理職として採用するケースが多いので、それを部下の職員が見習っているというケースは相当あります。具体的に言いますと危機管理監がまさしくそうで、坂田さん、今の高見さん、これで7年、退職自衛官で来ていただいていますけども、ずっと危機管理監兼危機管理課長で勤務していただいているので、下の職員が相当学んでいます。その意味では教育係という役割を果たしてくれています。地域生活安心支援センターふらっとの前センター長も全く同じで、やはり皆さん一緒に仕事する中で学んでもらっているというふうに思っています。

他方で、新規採用職員をどう育てるかという話ですが、この私の方針は従来と変わっておりませんので、最初は特に大学卒、高卒両方ですが、いろいろなタイプの違うタイプのところに3か所ぐらい回してみたいと思っております。そうすると適正が見えてくるんですね。現実には1か所目で私はすごくここに合っている、周囲もすごく合っていると思う職員を全然違うところに変えてみたときに、実はそっちのほうがもっと合っていたというケースは今までもありまして、もちろん逆もあります。ここが合っているだろうと思って変えてみたら、実はあまりそこには適していないというケースもあります。それで適性を見極めて、中堅どころは比較的長く置いて、そして管理職になるとポストが限られていますから、これはいろいろなところに行くというわけにはいかないので、自然と得意な分野に修練していくということになってくると思いまして、そういった人事配置しておるということでございます。

○12番（高原邦子）

例えば基盤整備部の職員でも専門的にやってもらっている人をちゃんと採用してほしいなと思っているのですが、マンパワーが足りなくて、市民の要望に応えたいけどそこまでできないという現状もあるわけで、やっぱり必要なところには必要なだけの職員を配置してもらいたいなと思うのですが、なかなか希望者がいないと。

昨日、女性の話でクオータ制がとかいろいろなことがあったのですが、市長が「女性のほうが多いですよ。」と言っていたのでその辺は安心しているのですが、採用のときに役に立つのであれば女だから取れとか、男だから駄目とか、そういったことは私は好きではなくて、やっぱりちゃんとした人を採用してもらいたい。トップに行くには女性はなかなか上の段階に行くのを断るからという、そこもそれぞれの方の考え方1つだから、何も部長は女性が半分いないと駄目とか、そういったことを言うつもりはないのですが。

要は、昨日の話を聞いていて思ったのは、働きやすい環境と、あと市長は途中から採用とかいろいろなことをやっているのですが、プロを待っている時間がないんですよ。職員をじっくり育てる、そういう待っている時代ではないし、年功序列ではないから、明らかに年が多いから上のクラスに行くんだよというのに辟易としている中堅の方々もいるわけなんですよ。私はやっぱり将来は能力別に公務員もしっかりと人事配置をしていかないと魅力がないなと去っていけるのではないかなと思うので、過去の経験とかで個人個人の質というか、頑張りどころというか、能力に応じた評価を上のはしていくべきであり、年功序列でというのはなんだし。市長先ほど市町村で前の合併のときにある町村は採用していなかったから、年齢にがたがたくるから困る

というのも、結局、その人たちが年齢に達したときに役が回らない。そういったこともあるのですが、これからは公務員も異動する時代ですから、何が大事かといったら仕事ができる人間というのに焦点を絞って採用していくべきだと思うし、試験もいろいろと変わってきたみたいですけど、できるだけコネとかがはびこらない、それでもって実力主義で採用してってもらいたいというのが市民の意見でしたね。その辺、市長はコネクションとかで採用とかに対して疑いを持たれるようなことに関しては、どのようなお考えでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今はコネで採用しようと思っても採用できない仕組みです。そもそもそういう任用の仕方はまず今はできません。

それから特に飛騨市は職員採用、一番こういうときに問題なのが政治任用職なので、私とかがそういった疑念を持たれやすくなるので、私は採用に関わらないようにしているんです。最後、決まったところしか私のところに上がってこないという仕組みにしているんで、その間は全部副市長以下にお任せしています。それもいろいろな検査とかを入れて客観視する。今年の採用の方針だけは私も入って決めるのですが、面接は過去の人事を見ると複数人でやるのですが、全員一致した職員というのは非常に優秀で活躍してくれるのですが、誰かが1人ここには課題があるのではないかというふうに見ると、やっぱりそういった課題が出てくることがあるんです。

なので、今年はどうしても採りたいので、少し評価を甘くして採るという傾向になりがちになってしまうので、やっぱりきちんとした優秀な職員だけを取っていくという考え方になると、採用のときにみんなが面接で一致して、この職員は採りたいという職員を採る。そこに徹するしかないのかなというのが今の感じとしてやっていることです。採用はとても難しいのですが、少なくとも今はとにかく人がいないので、どこも採りたい一心なのですが、それで評価が甘くなることのないように優秀な職員をきちんと採っていくという方針で臨んでいるということでございます。

○12番（高原邦子）

もう1つお聞きしたいのが、例えばスペシャリストになるために対しても、市はどれだけ教育とかいろいろなことにお金を投資する覚悟があるのかなということをお聞きしたいんですね。確かに外部からアウトソーシングで来てもらってやるのも結構ですけど、外資のクラウドで政府がそこに預けるやつで、自治体の情報が外国に漏れてしまうのではないかが今新聞紙上をにぎわしていますよね。あれも結局は日本で外国と同じくらいになるようなものを育てる投資をしてこなかったからという批判もあるわけなんですよ。私はやっぱり常に借り物でいいということはないと思うんですね。ほんまもんも市には大事だと思うし、飛騨市だけではなく、近隣のところもそうですけど、委託したところに任せきりになってしまっ、ちっとも進歩しないというところがあるわけなんですよ。

だから、私は人材育成のためにもっと予算を増やして向かっていかないといけないと思うんですね。

今問題になっているのが、各自治体も政府に見習いで政府の言うなりになって、外資のクラウドに情報を預けるようになるんだろうと思うんです。中には情報を出せてその国で言われたらどうするんですかという問題もあって、ただ、国の関係しているやつは、アメリカの裁判所でここ

を公表せよと言っても、主権免除を唱えれば出さないだろうということで、大丈夫だなんて説明しているんですけど、やっぱり情報がそのように危うくなっているという状態を考えると、今まで人材育成のために投資してこなかったというのが一番の問題だなと思うんですね。

ですから、飛騨市も緊急にやることはいいです。アウトソーシング出して勉強することも大事ですけど、やっぱりじっくりと人材育成というもの、飛騨市の職員の育成があちこちに行ってしまうからそんなに掛けなくてもいいという考えもあるだろうけれど、そのときにまた優秀な人を連れてこればいいじゃないかという考え方も分かるんですけど、人材育成は、今はICTのことを言いましたけど、ほかの分野のところでも人材育成って大事だと思うし、それがスペシャリストというのを望んでいる市民の答えになるのではないかな。スペシャリスト望んでいる市民に対して、人材育成のために来年度予算を増やすという考えはありませんか。

△市長（都竹淳也）

人材育成の話ですが、スペシャリストは大きく2つあります。技術の職員ですね。例えば基盤整備部の建設の職員、あるいは環境水道部の水道の職員はそこ専門の職員なので、そのために採用してそこで長くやっていくということになりますから、これはどんどん異動させてということではなくて、建設なら建設の分野で種を摘んで育てていくという流れになりますね。

そして、そのほかの技術職ではない行政分野というものがありますね。これは例えば農林部にいたり、企画部にいたり、商工観光部にいたり、市民福祉部にいたりするんです。この中での専門性をどうやって担保するのか、まず入口のところがちょっと違うということをご認識いただきたい。なので、建設なら建設の職員というのは技術の職員なのですが、非常に採用するのが難しく、ものすごく苦勞していて。今、一般行政で入った職員で技術に変わりたいという人も中にはいるものですから、その転入もどんどん手を挙げてもらって、異動して確保するというやり方を取っています。ここは自然と仕事をしていく中で覚えていきます。

ただ、例えば古川町なら古川町で建設でずっとやっているということだと市内の事情が分からなくなってしまうので、神岡振興事務所に行ったり、宮川振興事務所へ行ったり、河合振興事務所へ行ったりということをやっていくということが起こります。そうすると、古川町にいた職員は全部分かっていたのにということになりますが、長い目で見ると全部分かってもらわないと使える職員になっていかないので、そこはそういう転入をかけるということなんです。

今度は一般行政の育て方なんですけど、ここは研修でお金をかけて育てるというやり方ではありません。まず強みを見出すということです。職員は伸びていくスピードというのが分野によって違うんです。例えば、きちっと数字を追ってきちっとやるのが得意な職員は、会計事務局とか税務課、あるいは保険関係のところに入ると非常に伸びてきます。そういう職員を企画部とか観光課に入ると、伸びが非常に小さくなる。なぜかという得意分野ではないから。なので、得意分野をどう見出すかというのが一番大事で、得意分野の組み合わせで組織を作っていくということです。

そうなったときに、新しいことを吸収してどんどん学んでいく職員というのは、新しいところに入れても大体3年でスペシャリストになります。その職員は別のところに変えても、やっぱりそこでスペシャリストになっていくんですね。そういう人は、そういう特性として育てていかなければいけないし、ある特定の分野が得意だという人はそこになるべく長く置くというやり方を

していく。これがスペシャリストの人材育成のやり方で、研修を受けさせるということではなくて、そこは人事配置と仕事のさせ方、それから本人の出した成果に対する評価の仕方の妙で決まってくるというのが私の考え方なので、予算をかければ人は育つということではなくて、その一人ひとりを見て組み合わせていく。この妙をどれだけできるかで職員の育成というのは変わってくるというのが私の考え方です。

したがって、今それをずっとやってくると大分分かってくるので、それが割といい形ではまっているなという感じになってきています。ただ、年度年度で人事異動をやると、これをもう1回それを繰り返すわけなので、我々が人事をやる人間が苦勞するんですけど、ただ、こうやっていかないと組織は伸びていかないというふうに考えております。

○12番（高原邦子）

市長のおっしゃることも十分分かりますけれど、それでは職員の上の人がそこまでのことをしっかりと伸ばしてやれるかといえば、上の職員もいろいろあってなかなかその人その人のよさを引き出してやれないと。その人の勉強も必要だし、だんだんと経験は慣れを呼ぶということがあって、その慣れが怖いんですね。人生ってこんなものだろうという感じで部下に接しられたら困るし、今はパラダイムシフトで過去にこうだったからこうですよという時代ではなくなってきた。だから、管理職の皆さんも、俺たちが新人の頃はこういうふうに言われたでこれでいいんだなという、そういう時代ではないということを認識してもらいたいし、お金をかけなくてもそういうふうならいいですよ。本当それは理想です。

私は職員を留学ではないけど、よそにどんどん派遣して修行を積ませて戻してくるという、そのためにお金が要りますよということもあるので。ただ飛騨市役所内だけでちょちょやるのではなくて、いろいろな市に修行へ出す。近寄った市でもいいし、もっと大きな市でもいいですけど、そういったところに武者修行に出す費用とかを入れてもらって、ただ有名な先生を呼んできて、講師呼んできて、はいはいというイベント的な、研修を頭に入れているわけではないので、それぞれがそれぞれ違うんだから、いろいろなところに武者修行に出して鍛えてみる。それは各部署違うし、基盤整備部だったら前は東北の災害のときに三陸に職員を派遣していましたよね。福祉の分野もそうですが、そういったところにどんどん職員を派遣して、若くても中堅でも、ちょっと刺激を与えて武者修行をさせる。そのためにお金を費やしてくださいという思いもあるのですが、そういう考えはないですか。

△市長（都竹淳也）

外の釜の飯を食ってもらうというのはとても大事なことだと思っていて、そこは私自身ずっと特に取り組んできたつもりでおります。今内閣府のデジタル田園都市国家構想実現会議事務局に職員1人と、県の東京事務所へ継続的に1人出していますし、ほかの自治体との交流もいろいろな形で模索をして話をしているのですが、相手側も優秀な職員を出さなければいけないんですね。こちら側も出さなければいけないので、出す職員がいないと断られることが多いです。今、姉妹森の北海道中川町に職員1人行って、来ていますけど、確かにお金をかけるという意味では、お金をかけることはいいのですが、人なので、人を出すということは余分な人を採用しておかないといけないということです。

それで昨日、籠山議員の話のときにご説明申し上げたんですけど、定数を増やしてきたという

のはそういう意味がある。つまり人を出すということは、特にバーターの場合はいいのですが、一方通行で出すということはお金の問題ではなくて人の余分の問題なので、その部分のバッファを持っておかないといけないということです。産休育休に対応できる、病休に対応できるバッファプラス今みたいに外に出すバッファもいるので、それでこうやって増やしてきたということです。

その点については、やっぱり帰ってきた職員はものすごく成長します。自分自身も若い頃に外に派遣されたので非常によく分かりますが、外から自分の組織を見るというのは途方もない経験になりますので、これは積極的にやっていきたいと思いますし、そのためには人にバッファを持たせる。ここはちゃんと維持していきたいなというふうに思っております。

○12番（高原邦子）

武田信玄ではないけど、「人は石垣、人は……。」と言って、私は職員が一番飛騨市のこれからの将来のためには大切だなと思っているので、いい職場環境になればと思っていますし、女性が働きやすい、頑張りやすい、女性って一くくりで言ったりするのはちょっといけないかもしれないですけど、真面目だし、結構忍耐強くいろいろなこともできるのが女性なんですね。やっぱり子供を産むという、あの出産の痛みとかああいうのに耐えられるという意味で、女性の力というのはこれからますます必要になってくると思うんですよ。労働力不足で女性の力を借りなければいけない。そういったところもしっかり見て、採用も男女別にしない。能力で見てほしい。女だからというのではなくて、能力を見ながら採用してもらいたいなと思うんですね。

昨日いろいろな話を聞いていて女性ももう少しと思ったのですが、私たちが大学の頃はものすごく就職難の時代でして、公務員もそうですけど最終面接まで行ってもどっちを採るかといったら男の人を採るという時代だったんです。今になって思うと女の人だと産休とか取るから、その間のことを考えたら男の人かなという。でも、そういう考えを変えていかないといけないなと思うし、私は一番許せないなと思ったのが2～3年前、医学部の大学受験で男の人だけには下駄を履かせて、女の学生は落としたということがありましたよね。ああいったところも今もあると。話を聞くと、女医は産休とか育休があるから、今は医師不足だからということで、それなら男の人がほしいということで、男の受験生には下駄を履かせて。こういうことはしてはいけないなと思いつつも、飛騨市の女性職員も輝ける、そして男性もよかったなと思えるような採用の仕方、コネとかそういうふうに言われたいようなことを目指してやっていただきたいなと思います。

それともう1つ最後ですけど、いろいろ畑上部長おっしゃって、伴走でやっていると言うけど、なかなかそういったイベントに参加できない零細企業もあるので、それに参加すればいいですよというのは分かるんですけど、忙しくて忙しくて人もいないので、なかなか派遣の余裕もないという企業もあるということも頭の片隅に置いて、またフォローしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ただいま議員がおっしゃられたように、事業者さんたちの声を聞く機会はビジネスサポートセンターなどに自ら足を運んでいただく機会以外にもこちらから足を運んでお聞きするとか、いろいろな場面が考えられると思いますので、一方向だけではなくいろいろな場面を捉えてお声をお聞きする努力をしていきたいと思っております。

○12番（高原邦子）

それでは、これで今期最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時5分といたします。

（ 休憩 午前10時59分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、質問のほうをさせていただきたいと思いますが、その前に私もこれまでの4年間、地域に活力があること、地域が活性化すること、それが飛騨市の一番の活力につながるのだろうなということでこれまで一般質問とか委員会ですとか、要望活動を通してお願いをしてきたところであります。

人口減少の時代にあって、格差が広がって、人口密度が低い地域ほどサービスが低下したり、生活インフラの整備や運営が難しくなるんだと言われる人もいますけれども、私はそういうふうになってほしくないというか、そうならないように訴えてきたつもりであります。これまで道路整備含めいろいろなことを言ったように、質問あるいは質疑、要望という形でさせていただきましたし、ソフト事業を含めハード事業を取り上げさせていただいたつもりであります。財政の議論ですとか、公共施設の在り方についても申し上げてまいりました。

身近な地域の話・課題が、市内の多くの集落や地域の皆さんにも共通するのではないかなという思いもあります。今はよくても将来やがて、市長もよくおっしゃる言葉ですけれども我が身になることもあるかもしれない。そんな思いの中でこの4年間過ごさせていただきました。そうした中で市長をはじめ市の職員、それからいろいろな関係機関の皆さんには、その都度、真摯にご対応いただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。取り組んでいただいたことも数多くありますし、感謝を申し上げたいと思いますが、それでもなお心配事が尽きないわけで、そうしたことを含めながら一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず地域振興ということで何点かお伺いをいたしますけれども、昨年9月の定例会において基礎的条件の厳しい集落への支援というお話をさせていただいたときに、地域のコミュニティーの中心にある担い手が不足している。その課題に対応する1つの手だてとして、市は本年度から集

落支援員を配置していただきました。それぞれの支援員が地域の課題などに対して積極的に取り組んでいただいている姿を拝見をさせていただいております。同時に、市の職員にあっても、直接・間接的に地域のコミュニティーの中心として積極的に地域課題に対し取り組んでいただいていると信じています。そんな中で、地域サービスの低下や住民の不便が高まるのではないかと心配になる話が出ております。Aコープの閉店によって、J A移動販売が行えなくなること。振興事務所の夜間・休日の閉所。こういったことでありますけれども、そこでお尋ねをさせていただきます。

まず、J A移動販売の廃止についてですけれども、これがなくなることの影響をどのように捉えていらっしゃるのか。善後策をどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。併せて、何とか宮川町あるいは河合町、神岡町の方々もそうかもしれませんけれども、買い物に行けるようなバス路線を作っていただけないかなという話もお聞きするわけですが、そういった方策がないかどうかを併せてお伺いさせていただきたいと思います。

それから次に、振興事務所の宿日直体制についてですけれども、今これを変えていこうというようなことをお聞きしておりますけれども、どのような視点から振興事務所の宿日直体制の見直しを検討されてきたのかお伺いをしたいと思いますし、今後の体制や振興事務所と市民との関わりをどのように捉え考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから3点目、小水力発電施設設置地域への地方版電源立地地域交付金の設置。こうしたことを考えていただけないかなということなんですけれども、小水力発電から生じる固定資産税など、一般財源ではありますけれども、その一部何かの目安を作っていただいて、活用して振興費への上乗せ分としてハード整備であったりソフト事業、そういったものにも対応できるような仕組みを作っていただけないかなというふうに思いますけれども、お伺いをさせていただきます。こうしたことで例えば獣害柵の支援ですとか、買い物支援あるいはサロンの運営の支援、茂住郵便局のサロンの運営の支援、いろいろあると思いますけど、そういったことに活用することができないかなというふうに思います。3点お伺いをさせていただきます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目のJ A移動販売の廃止への対応の前段部分について、昨日の前川議員の答弁と重複する部分もありますが、再度お答えをいたします。

現在、J Aの移動販売車を利用している河合・宮川地域の利用人数は、令和5年3月現在で139人です。J Aとしては、河合・宮川地域まで移動販売を拡充してもらえそうな事業者への打診を行っており、宮川地域では実施してもらえる事業者が見つかり、承諾をいただけたと伺っております。

市といたしましても、J A移動販売の配達エリアに居住、利用されている高齢者の方を対象に、地域見守り相談員が今後の買い物手段等について聞き取り調査を実施中です。その意見を参考に他の民間事業者との連携も模索しながら、買い物手段の確保策について前向きに検討したいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私のほうからは、1点目の後段、それから2点目、3点目につきましてご答弁させていただきます。

1点目のJ A移動販売の廃止への対応のうち、後段部分についてでございます。

現在の河合町、宮川町における公共交通網はJ R高山本線を幹線と位置づけ、角川駅あるいは坂上駅、打保駅にてJ Rと接続できる時間帯に市営バスが運行する体系となっております。また、町内移動は小規模送迎として予約制乗合タクシーが運行しております。

令和4年度より名古屋大学との連携協定に基づく地域公共交通に係る共同研究事業を実施しており、今年度におきましては、河合町、宮川町を公共交通網再編の重点地域と定め、各地域や高齢者サロンなどで地域公共交通に関する意見交換会を開催し、意見聴取を行いながら調査・研究しているところです。

8月23日に開催した宮川町「み～んなよらまいか」での意見交換会においては、「乗換なしで古川町まで行けるようにしてほしい。」「高山・古川方面からの帰りにJ Rの時間が不便である。」とのご意見をいただいておりますし、10月30日、31日に開催した河合町「つながる喫茶」や元田・天生地区等との意見交換会では、「稲越からは直接古川町へ行けるのに、なぜ月ヶ瀬側からは乗り換えなければならないのか。」とのご意見もありました。

今回の意見交換会を通して、河合町・宮川町から古川町へは買い物のみならず眼科や整形外科など通院での移動需要があるものの、J Rだけではお出かけしにくい状況にあることも把握しておりますが、古川町に向けたバスの乗り入れはJ Rと並行して運行することになります。これまで民間路線との競合を避けるという方針のもと路線再編がされてきた経緯もあることから、関係機関と緊密な調整を行いながら、J Rの空白時間帯を市営バスが補完できるような運行の可能性も検討してまいります。

次に、2点目の振興事務所の宿日直体制についてお答えします。

市では第4次行政改革大綱の方針として掲げる事務事業の見直しの一環として、令和4年度に策定した「飛騨市業務効率化推進計画」の中で、河合・宮川振興事務所の宿日直業務の廃止を掲げています。

この方針を策定した背景には、河合・宮川出身職員の減少に伴い宿日直業務における職員の負担が年々増す中、実際の業務面では戸籍の受付が年に2～4回程度、電話対応についても他地域住民からの道路通行情報等の問合せが日に0～2件程度であり、実際に市民に相對する業務のほとんどは公共施設の鍵の貸出しであるという実情があります。

この実態を踏まえ、今後の体制につきましては、最も需要の多い公共施設の鍵の貸出し業務を、セキュリティ対策を施しました「鍵貸出しBOX」を設置することによって代替するほか、その他の主な業務であるひだまる運転手のアルコールチェックについては運行事業者側に依頼することを検討しております。電話対応については本庁へ集約しますが、当然、熊の目撃情報など緊

急を要する事案に対しては、振興事務所担当者に庁内の連絡ツールであるロゴチャット等を活用することで、これまでと遜色のない対応を行えるものと考えております。

なお、実際の廃止時期につきましては、日直業務は来年の11月上旬から、宿直業務は令和7年4月からを考えておりますが、今後、市民の皆様にご不安を与えることがないよう様々な機会を通じて丁寧な説明を行ってまいります。

次に、3点目でございます。国における電源立地制度とは、地域住民の理解と協力を前提としていることから、電源地域で行われる公共用施設整備や地域の活性化を目的として交付金が交付されるものです。議員ご提案の趣旨は、飛騨市における小水力発電も同様の考え方をもって、一定の金額を当該地域への振興予算として追加してはどうかという内容であるものと思います。

現在の古川、河合、宮川、神岡の4地区に対する予算措置は、ハード事業では地域基盤振興費として総額1億5,000万円を配分しつつ、ソフト事業についてはそれぞれの必要額を別途予算措置しているところですが、そもそも地域振興費は本来それぞれの目的に応じて予算すべき額に追加して措置しているものでございます。

一般財源である固定資産税を原資とする地方版電源立地地域交付金を実現することは、その追加交付額相当の財源を生み出せない以上、本来必要とする事業費を減ずる必要があり、こうした事態を避けるためにも、それぞれの地域で本当に必要とされる予算を丁寧に積み上げながら措置していく必要があると考えることから、議員ご提案の制度を創設することは今のところ考えておりません。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○2番（水上雅廣）

幾つか改めてお聞きをしたいと思いますけれども、移動販売のことですけれども、一応めどが立ったような感じではあるのかなということ。さらに、事業者を探していただけるということのようですけど、新規に始められるかどうか分かりませんが、今も移動販売については支援をいただいていますけれども、具体的に何か別途、今回のことを受けて支援策、何かこういったものをというようなお考えはあるのかどうか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

現在の支援制度につきましては議員も御存じのとおり車両の購入経費から運行に係る人件費等を支援しているところでございます。今後状況を見ていきながら、必要であれば、新たなものについては出てくれば検討してまいりたいということは思っております。

○2番（水上雅廣）

何か出たらよろしくお願いたしたいと思います。

公共交通ですけど、ぜひそういう方向で協議をしていただいて、移動販売とともに買い物ですとか、医療ですとか、そういったことに地方の方々もしっかりと出て行けるように対応していただきたいなと思いますから再度強く要望を申し上げますけれども、ただ、もう1つデマンドタクシーの需要がものすごく大きいということも伺っています。そういったことの方法も含めて検討していただきたいと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほども答弁させていただきましたけど、現在、名古屋大学を含めて地域の方と話し合いをしている最中でございます。そういった中で、今の公共交通も含めて、全て地域の方が利用しやすい環境を整えるようにやっていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

○2番（水上雅廣）

振興事務所の件ですけども、1点だけ。私も常々、あそこの心配をしておりますけれども、地域の皆さんには振興事務所を大いに使ってくださいよ、いろいろなこと言ってくださいよ、あそこでいろいろな話をしてくださいよと、ずっとお願いをしております。やっぱり振興事務所が愛されて、あそこがないというのは考えられないです。実情は分かりますよ。ただ、平日勤務を変えてみたり、交代制とか、そういったこともひょっとしたら考えただいてもいいのかなというふうに思いますし、振興事務所の機能というものがしっかりしていないと地域というのは疲弊するのではないかなというふうに思いますから、そのことは強く申し上げておきたいと思っております。

3点目については、これはどちらかというと補助事業、お金がほしいということよりも脱炭素も含めて、何かしら地域にインパクトがあるようなことを含めて検討していただけないかなということで、そんな思いも込めて質問いたしましたのでお願いをいたします。

それでは、2つ目に移りたいと思っております。飛騨トマト研修所の現状や農地利用、新規作物の導入などについてお尋ねをいたします。

平成27年にJ Aひだ地域トマト研修所が開所され、以来多くの若者がトマト生産をスタートさせ市内で活躍をされています。市も生活支援や卒業後の圃場の確保、資機材購入費への支援、こうしたことを行いながら新規就農者を支援し、就農以前から担い手の育成を図ったり、併せて移住や定住、産地の形成、農地の有効活用・荒廃防止対策、そういったことに努めているところでございます。

そこでお尋ねをさせていただきます。まず、飛騨トマト研修所についてですけれども、研修修了生の就農状況や、現在の研修生の状況、募集状況について伺いたいと思っております。また、圃場の確保の状況や指導者の状況などについても、課題となっていることを含めてお伺いをしたいと思っております。もし何かしら課題があるとすれば、どんな対処方法を検討していらっしゃるのか併せてお伺いをします。

それと、農地利用や新規作物の導入などについて新しく事業展開、それから計画とか、そういったことはないのか伺いたいと思っております。

荒廃農地を拡大させないために、地域に活力を与えるためにも農地の有効活用や、それに伴う新たな形態の運用、新規作物の導入、こういったことは図らなければならないというふうに思っておりますけれども、こうした動きがあるのかないのか、お伺いをさせていただきます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の飛騨トマト研修所及び研修生の現状についてお答えいたします。

飛騨地域トマト研修所は、平成27年度に飛騨地域内の新規就農者の育成、確保を目的にJ Aひ

だが事業主体となり本市に開設されました。それから現在に至るまで12名の方が修了し、全員が市内で就農されています。修了生の中には収穫量が飛騨地域内でも上位に入る方がいらっしゃるなど、1人も離農することなく活躍されており、地域農業の担い手として大いに期待しているところです。

令和5年度につきましては、1名の方が研修を受けられる予定で3月まで準備を進めていましたが、研修開始直前に本人の都合により辞退されたことから、現在は研修生がいない状態となっています。このためJAひだにおいて令和6年度の研修生受け入れに向けて10月末まで募集を行った結果、最終的には2名の方から応募があり、11月の面接を経て内定が出されたと聞いております。また、研修修了後の就農候補地の確保につきましても、既に調整を始めているところです。

課題としましては、JAひだの事情により研修所常駐職員の配置が難しくなったことが挙げられますが、これについては、令和6年度からは市内トマト生産者に指導及び施設管理を委託する形で研修所を運営することで対応する予定としております。市といたしましては、これまで以上に充実した研修体制が整えられるよう、JAひだや県とも連携を図り、それぞれの役割を明確にしながら、引き続き研修生の支援と新規就農者の確保に努めてまいります。

2点目の農地利用や新規作物導入など新たな事業展開・計画についてお答えします。

農業者の高齢化と担い手不足、米価格を中心とした農産物価格の低迷に加え、昨今の農業機械の高騰など、農業農村を取り巻く環境は大変厳しい状況です。このため、市では農地利用の集積、県営圃場整備事業の実施、スマート農業の導入など農業生産の効率化に努めているところです。県営圃場整備事業では、玄の子地区、杉崎地区は事業化され、工事や実施設計が行われ、新規地区の事業化に向けた合意形成や調査にも入っております。

また、新たな作物の導入としては、土地利用型農業では地域生産・地域消費に向けた小麦や米粉用米の生産実証、荒廃農地増加が懸念される条件不利農地では、粗放的利用である繁殖雌牛の放牧に加え、集落支援員を配置したノブドウなど機能性のある山野草等の栽培実証と商品化を進めています。

中長期的視点では、来年度予算において、基幹的農業従事者から地域の多様な担い手が支え合う地域農業システムの研究やワイン用ブドウ栽培実証への支援、国が進めるオーガニックビレッジの創出など様々な検討を積極的に進めているところです。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

運営のほうも順調ということで理解をしてよろしいですか。ただ、JAが市内の農家に運営と指導をお願いをするということですのでけれども、農家は農家で自分の分があったりするわけでしょうから、負担が相当増えてしまうのではないかなという心配もあります。そうしたことを含めて指導していただける、運営していただける方々に対して、何かしら市としての別途改めの支援ということはお考えなのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

水上議員が今おっしゃったとおりの心配をしております。これまでも飛騨地域トマト研修所

に対する具体的な支援としては、市と県が指導料の一部を支援したり、あるいは市が研修農地の借上料を支援するということをしております。

実はこのトマト研修所の運営ですが、これまでＪＡひだの子会社というか、法人が生産するトマト販売も含めて運営するような形態になっております。今回指導してくださる方も自分の経営の中にも入っていくことになりますので、その辺りも含めて、経費の面とか経営面にマイナスが出ないように、これからＪＡ、あるいは農業者の方としっかり計画を詰めていきたいというふうに考えております。

○２番（水上雅廣）

そうしたことをよろしくお願いします。

それから新規の作物の関係ですけれども、先ほど答弁いただきました小麦ですとか、放牧、ノブドウ、ワイン用のブドウ栽培とかっておっしゃいましたけども、これって計画としてはそこそこ動きがあるのかどうか、少し具体的に教えていただけるとありがたいです。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

動きですけれども、まず１つは放牧ですね、繁殖の雌牛を放牧するわけです。具体的にはこれまで畦畑地区、今年はそれに加えて黒内で本格的な活用に向けて実証を進めております。これから海外の飼料の確保というのがだんだん難しくなっていくという時代ですので、どれだけ地域のそうした草資源も含めて活用し、農地を良好に活用していくか。つまり農地の最適化を図るかということが大変大事になってくる時代でございますので、そちらにつきましては今年度で補正予算も組みまして、国の事業で今年度から基本的には３年間かけて実証を重ねていくようになっております。

それからノブドウ等の機能性については、民間の協議会のほうに国の交付金というか助成を入れる体制を整えて、集落支援員の方が農地の最適化も踏まえて実証して、商品のほうも１つリキュールができたところなのですが、そういったふうに進めております。

また、ブドウの栽培につきましては黒内果樹園の中に空いた農地が出ていたところ、市外の事業者の方がそこでワインを栽培し、将来はワイナリーを作るということを計画されていて、今日も実はその辺も踏まえて東海農政局のほうに担当課長が事業者と一緒にいるのですが、国の事業が活用できないか、あるいは農地をうまく最適化できないかということを現在進めているところでございます。

○２番（水上雅廣）

新規の事業についても、そういう制度、事業を整えたりを含めて積極的にやっていただければありがたいと思いますし、地域の方々もしっかりご理解を得た上で喜んでいただけるようお願いをしたいと思います。

あと１点、市長にお伺いしますけど、さっきもＪＡの移動販売のことがありましたし、トマト研修所からの職員が引かれるという話もありますけれども、そうしたことに素直に市長としてはＪＡとの関係性を含めてどんなことをお思いなのか、もしあれば無理のない範囲でお聞かせいただければありがたいと思います。

△市長（都竹淳也）

J Aは大事な組織ですし、市のパートナーでもありますので、J Aという組織の地域における重要性は全く変わらないのですが、ただ、非常にかつての多角的に経営されてきた時代から比べると、いろいろな経営資源を集約していかなければいけないという局面に入っていることは非常によく理解をしております。ただ、非常に密接にやってきた分、まさしく今のように福祉的な意味合いで必要なところをJ Aが担っていたということが現実にあります、あるいは農業にしても、今後の農業生産基盤の確立というところで、トマト研修所にしても、ひだキャトルステーションにしてもそうなのですが、特に人材育成のようなところというのは政策とイコールになっているものですから、こうしたところについては、本来は頑張っていたきたいなという思いは強く持っています。

ただ、今の移動販売やAコープもそうなんですけど、実際の経営状況を見ると、これは持続可能ではないなということは明らかに思うわけで、この辺りは一緒に知恵を出し合っていかなければいけないですし、農業の担い手の後継となる今後の担い手の育成ということについても、連携をもっと密にしながらやっていく必要があるなと思っていますので、そういった意味でも特にエッセンシャルなところについて、今後もっと率直な、前広な意見交換をしてもらいながら、一緒になってやっていける体制が取ればいいのかというのが私の率直な思いでございます。

○2番（水上雅廣）

無理を申し上げました。ありがとうございます。ぜひそういう姿勢で、皆さんが喜んでいただけるような形を作っていたきたいと思います。

次に移りますけれども、獣害対策についてお尋ねをさせていただきます。

熊による被害が各地で発生し大きな話題となっている中で、飛騨市においても人的被害が発生し、お見舞いを申し上げるところですけれども、そうしたことから対策に追われているところがございます。ただ、イノシシの被害も相当甚大ではないかというふうに感じております。田畑が掘り返され、農作物が荒らされて収穫ができない。水路脇ののり面が掘り返されて、落石で水路が詰まって辺りが冠水してしまう、水路が破損してしまう。突然草むらや道路から現れて突進してくる。こうしたことも方々で伺いながら、対策の強化をお願いしたいという話を聞きます。猟友会の方々も一生懸命やっていたいておるとも思いますけれども、やはり手が回らないということもあるのかなというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいんですけれども、まず野生イノシシへの豚熱経口ワクチンのことですが、いろいろな方からワクチンを散布しないでほしいという声を聞きます。これは県のほうでされている事業だと思うんですけど、このことについて市のほうでどんな見解をお持ちなのか伺いたいです。

また、ワクチン散布以前と散布後の個体数の推移ですとか、捕獲数、被害額の推移、そうしたものを踏まえて考察されることがあれば伺いたいです。

それから、これも何度目かの質問になるんですけども、集落機能を守るための支援策を何とかして検討いただきたいというふうに思うんですけども、森林環境譲与税の配分の見直しについて、市長も積極的に市町村会通じて要望活動されて、何とかいい方向で行きそうだというお話を伺いました。議会のほうも先般6月の議会で国に対して意見書を提出したところでもありますし、

こうして議会と行政側と一緒にになって要望提案していけるのはいいことだなというふうに思います。

そうしたことも踏まえてですけど、金網や電気柵の設置に個人や地域で対策することにも限界があります。例えば柵の設置に対する請け負いなど、集落の状況に応じた制度的なことを設けることはできないか伺いたいと思いますし、下刈りや枝打ちを中心とした緩衝帯の整備、間伐とか皆伐ではなくて、視界をよくするための森林整備も森林環境譲与税を活用して積極的に進めていただけないかということをお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1 点目の豚熱経口ワクチンの効果のうち、散布に対する市の見解についてお答えします。

豚熱は、豚やイノシシが感染する病気であり、強い伝染力と高い致死率が特徴です。現在治療法はなく、発生した場合は家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定されています。

このため、養豚場等への野生イノシシを介した豚熱感染リスクを低減させるため、国の「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」及び県が策定した実施計画に基づき、市内においても令和元年8月よりワクチンの散布を実施しております。飛騨市内に養豚場はないものの、ワクチン散布は面的に実施してこそ効果が得られるものであることから、市といたしましても県の実施計画に沿った防疫対策に引き続き取り組む必要があると考えております。

次に、ワクチン散布後の個体数等の推移についてお答えします。県の豚熱対策に関する資料によると、県内のイノシシ生息頭数は豚熱が発生した平成30年度末時点で約1万6,400頭、翌年の令和元年度末に約7,800頭と大きく減少したものの、令和2年度以降は増加に転じ、令和3年度末には豚熱発生前の水準を超える約1万7,600頭にまで増加しております。また、市内の捕獲頭数及び農作物の被害額については、ワクチン散布前の平成30年度の捕獲頭数136頭に対し、被害額は約560万円、散布後の令和3年度の捕獲頭数128頭に対し、被害額は約320万円となっております。

一方で、ワクチン散布とイノシシの生息頭数との因果関係について県に問い合わせたところ、ワクチン散布は県内の森林の一部に限られており、因果関係を確認することは困難とのことでした。なお、市といたしましてはイノシシによる被害は、その年のドングリ等堅果類の豊凶など、様々な要因に影響を受けるものと考えております。

2 点目の集落機能を守るための支援についてお答えします。

イノシシなどの被害防止には侵入防止柵の設置が有効ですが、議員ご指摘のとおり、その設置には多くの労力を要します。また、こうした柵は設置後も草刈り等の管理が必要となるため、住民の高齢化や減少が進む集落にあっては、今後こうした作業が困難となるケースも増加していくことが懸念されます。

このため作業への支援につきましては、令和5年度に設置した飛騨市鳥獣対策サポートセンターを中心に、集落の状況をお聞きしながら把握し、来年度予算に向けて既存制度である集落等による里山環境の維持保全活動支援事業の拡充なども含め、その対応を検討しているところです。

また、緩衝帯の整備につきましては、現在、専門家の指導をいただきながら、人家と森林の境となる林縁部の森林整備に関するガイドラインを作成中です。ガイドラインでは、これまで皆伐を中心とした緩衝帯整備を下刈りや枝打ちを中心に見通しを確保する方法に改めることとしております。これらの事業は森林環境譲与税の活用を想定しており、令和6年度からは緩衝帯となる林縁部の環境整備を積極的に進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

環境譲与税の活用を積極的に、緩衝帯はどうしてもやっていただかないと止めようがない。柵ではもう止めようがないという感じもします。

それとワクチンなんですけど、因果関係はやっぱり分かりにくいんだと思いますけれども、実際サンプルを取るのにわなもかけてあると思うんですけど、そこで捕獲されたというのは飛騨市内ではあるんですか。

□農林部長（野村久徳）

まずワクチンをまくのは県の猟友会のほうに委託して、それから市部のほうへ来るという流れになっています。

どういう点を重点的に散布するかというと、特に飛騨圏域、高山市内に県内でも大きな養豚場がありまして、そういったところを重点的にまくということで、飛騨市内については約100ポイントを年間散布するということになっているのですが、そこで陽性が出たものはここ数年では今のところないということを確認しております。

○2番（水上雅廣）

陽性は出ていないんですよね。なので、余計世間の皆さんがおっしゃるんだと思うんです。今の検査捕獲、有害捕獲、狩猟も含めて検査のサンプルは取っていらっしゃると思うんですけど、この辺りの地域は出てないというふうに私は思っているんです。それでもやはり必要なのでやるということであれば、県のほうもそれなりに何かほかの対策も、先ほどから申し上げているようなことも、もう少し積極的に集落を守る形の対策も併せてやっていただけないかなというふうに思うんです。こういったことを少し県のほうに訴えていただけるようなことを考えていただけませんか。

□農林部長（野村久徳）

今ご発言のとおり、特にイノシシによる被害が非常に増えて心配されている中で、ではワクチンを散布するのかというところは、お気持ちは非常によく理解できます。ただ、やっぱりこの辺りは鳥獣害の防止対策と家畜の伝染病の予防の観点から、関係はするんですけれども、対策としては分けて考える。先ほど答弁で申し上げましたように、これは人であれば公衆衛生上の話になりますので、面的に対策はこういった基礎自治体ではなくて県なり国なりに沿ってやっていくということが大事です。一方で、先ほどありましたように、鳥獣害対策については熊も含めてですが、例えばバッファゾーンの整備であるとか、あるいはわなであるとか、様々なものを総合的にしっかりとした対策を取っていきたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

イノシシの関係で人的な被害は聞いていませんけれども、先ほど言ったように逃げない、人を恐れない、車も恐れない、道路を我が物顔で闊歩する、どっちがえらいんだみたいな話になってしまうので、私たち恐れるばかりというのはおかしいでしょうという話なので、そのあたりの対策をしっかりとお願いをしたいと思います。

それでは最後の質問になりますけれども、これは切なる願いを込めて再々々度道路整備についてお尋ねをしたいというふうに思います。

過疎代行事業として、岐阜県が飛騨市に代わって事業を実施している市道跡津川線。長年の懸案であった事業用地も令和3年2月8日に土地収用法の事業認定の告示がなされて、トンネル工事の着工へのめどが立ちました。今後進められることになると思います。全体延長が894メートル、トンネル延長がうち349メートル、総事業費が31億円で完成予定は令和9年度。これは県の事業再評価の事業概要に記されているものです。スーパーカミオカンデやKAGRAなどの研究施設利用者の安全確保や、研究のさらなる発展にも寄与することとなるよう期待をされています。

一方で、国道365号種蔵打保バイパスに目を向けると、塩屋トンネル開通後、間を置かず1号トンネルに向かっていただけるのかなというふうに思っていたのですが、諸事情で工事着工には今しばらく時間が必要な状況であるというふうに伺っております。もちろんその間、調査・測量等々はしっかりと進めていただけると、県・市とも鋭意努力していただけると伺っておりますので、お願いしたいと思います。

ただ、私自身は事前に計画的にこうした流れでしっかり造れなかったかなという思いの中で、自身の活動を振り返りながら少し後悔をしているところです。国家プロジェクトに関わる事業に取りかかることに異存があるわけではございませんが、それでも、やはり地域住民のみならず市民からも期待され、あるいは広域的にも重要な路線の改良事業にこうした事業が負の影響を与えるようなことがあってほしくない、あってはならない。そのように強く望んでおります。

従来から述べているように、道路は人・地域をつなぐネットワークとしての機能、地域と町をつくる空間としての機能、通勤、通学、買い物などの日常生活の移動や、レジャーや観光など広域的な人の移動を支えながら、食料品や日用品など生活物資、農林水産品や工業製品などの物の輸送を支えている。災害時に限らず、救急救命、あるいは救援物資の運搬を支える。私たちにしてみれば地域の方々の命と暮らしを守る、そういう生命線としての役割を担っているのだというふうに思っています。

県の事業で言えばこれだけではなく、飛騨市内には種蔵打保バイパスだけではなくて河合橋ですとか、古川清見線の平岩工区、神岡河合線の信包工区、杉崎工区。いろいろなところでの早期の工事着手や完了を期待されている事業がたくさんあるわけで、こうした事業の進捗も当然図っていただきたいというふうに思いますし、そういうおつもりで日々活動をいただいておりますというふうに思っております。

市道の関係についても昨日もありましたけれども、ああしたことも含めて私どももそうですが、補助事業による事業、こうしたものを待つ箇所がたくさんあるわけです。そうした中でお尋ねをさせていただきます。

まず県代行事業の進捗。これは現在どのような状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

す。

それから国道41号からの交差部から県代行区間まで少し距離があるわけですが、その市の道の改良計画はどの程度進んでいるのか、今後の見込みも含めて伺いをいたします。

それから心配になっているのが、現在市が計画している補助事業、あるいは県が計画している先ほど述べたような事業に対する影響があるのかないのか。こうしたことについて市はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、直轄事業道路の事業確保ということですが、先般、経営者懇談会というのが開催されたようで、その会議の中で構成員の方から国道41号沿いの緑地帯の撤去ですとか4車線化、こうした事業が必要ではないか。私は緑地帯をずっと気にしていて、やはり景観上もものすごく気になる。昔は手入れをしっかりしてあったんですけど、今はどうなのかなと思います。それから朝夕の渋滞。区間にはならないですけど、本当に混んで相当時間を要するような状況もあるわけですから、こうしたことも含めて何とか大きな国というよりも国道事務所というところで対処できるような、そうした事業も作っていただきたいなと。そういう要望もしていただきたいなと思うんですけども、市としてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

間もなく正午になりますが、このまま一般質問を続けさせていただきたいと思います。

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の県代行事業の進捗についてお答えします。

平成16年度より県代行事業として岐阜県で進めていただいている市道跡津川線の道路整備につきましては、事業の着手から19年が経過した令和3年2月に土地収用法に基づく事業認定がされ、令和4年9月に土地の権利取得、令和5年度によりやくトンネル工事に着手されることになりました。現在の状況について改めて古川土木事務所へ確認したところ、本年9月28日に入札、10月11日に仮契約、12月の県議会の議決を経た12月21日に本契約の予定であり、トンネル完成の予定は令和9年3月とのことでした。事業区間の供用開始については令和10年度を予定しているとのことであり、市としましても1日も早い供用開始ができるよう古川土木事務所としっかり連携して進めてまいります。

次に、2点目の県代行区間までの市道改良計画についてお答えします。

国道41号から県代行区間までの延長約300メートルで、その間には一級河川跡津川を渡る延長115メートル、3径間の橋梁を計画しております。このため、事業規模も大きく地域住民や当該道路を利用される方への影響も大きいことから、県代行事業と同時に事業を進めることは難しく、市としましては県代行事業完了後に引き続き事業化できるよう準備を進めてまいります。

次に3点目の他事業への影響についてお答えします。

県代行事業は国の内閣府が所管する地方創生道整備交付金を活用して進めており、市道跡津川線以外にも市道高野スキー場線や、林道森安～万波線等を含めた飛騨市全域を対象に整備計画を策定し計画的に事業を実施しておりますが、近年の国内示は高率でいただいております、計画どおりに事業進捗しております。また、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金なども含め、市道整

備につきましては概ね年間事業費は確保できており、現時点では市への影響はほとんどないと判断しております。なお、県事業につきましては、他事業との兼ね合いでまったく影響はないとはいえませんが、市としては各種団体と連携しながら引き続き要望活動を継続してまいります。

最後に4点目のご質問、直轄道路の事業確保についてお答えします。

議員ご指摘の経営者懇談会構成員からの緑地帯撤去による4車線化等のご提案について、市としては提案の意図する詳細な内容は把握しておりません。国道の新規事業化について高山国道事務所へ確認したところ、事業決定の際には根拠や必要性を論理的に説明する必要があり、現道路の課題把握や交通量、渋滞状況等の必要な基礎調査を行った上で、国・県や市、必要に応じて第三者機関も含めた検討委員会に諮り、事業実施についての検討がなされていくものであり、道路管理者の高山国道事務所のみで判断するものではないとのことです。したがって、仮に議員ご指摘のような要望を市がいただいた場合には、関係する地域や経済団体などからのご意見や事業実施の必要性についてしっかり把握した上で、市としての対応を検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○2番（水上雅廣）

事業への影響はほぼないんだというお話ですし、補助事業のメニューが分かれていますので大丈夫だというお話でしたから粛々と進めていただきたいなというふうに思います。

1つ気になるのが、これは市が答えられるかどうか分かりませんが、トンネルの掘削が始まると振動とかで研究施設の研究がどうなるのかなという心配をするんです。もし仮に影響があつて、そのことで施工計画ができなくなって遅れていくということになる。そういう心配はないのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

現在、東京大学で大型低温重力波望遠鏡KAGRAの実験が世界3か国共同で実験が始まっております。トンネルの掘削による影響はやはりあります。したがって、影響のない範囲内で掘削をやるということになりますと、事業期間に影響があるかということであれば、それは若干あるとは思いますが、ただ、少しでも期間を調整しながら、うまく掘削していただけるように県へお願いするという市の立場ですので、その点はしっかり東京大学と県とのパイプ役として市のほうで支援していきたいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

市道ですし、市のほうから代行をお願いして県のほうでやっていただけるということですから、こうしたことも含めて市も積極的に調整に入っていただきたいなというふうなふうに思うんです。県と古川土木事務所と研究機関、そういうことだけではなくて、間にはきちっと入っていただいて、しっかりと調整をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから直轄の話ですけども、よく分かります。事業を作るなんてそんな簡単なものでもないです。相当な時間がかかることも重々承知しております。ただ、やはり神岡町の国道41号沿いの登板ですとか、いろいろなところの工事も完了していきます。割石のことはありますけれども、市内の事業の関係を見ると、どうしても将来に目を向けてしっかりと仕事づくりというものをし

ておいていただけないかなと思うわけです。建設事業者が果たす役割というのはずっと言われていますけれども、最終的には市民が困るような、例えば除雪を含めてですけれども、そんなことになっては困りますから、当然民間も含めて努力をされるというのは当たり前ですけれども、市のほうとしてもその辺を含めて検討をいただきたいなというふうに思っております。最後の質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分とします。

（ 休憩 午後0時09分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、野村議員。なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。

飛騨市の人口は合併したときは3万976人、現在2万2,123人で、19年8か月で約9,000人減少。特に都竹市長になって、年間平均430人の人口減少が続き、5年後の人口が2万人を割り込むこと確実に地域社会に大きな影響が出るなど、消滅可能都市にならないか心配の声。街中に目を向けますと、古川町だけでも8年間でAコープや酒小売店、飲食店、床屋、食品店などの30店舗以上が閉店。にぎやかだった古川駅前通りでは10月からパチンコと喫茶店が閉店し、さらに近々2店舗が閉店予定とか。駅前がこんな状況なのに、駅裏に本当に商業施設や温浴施設が計画どおりできるのか、経営していけるのかなど市民からの不安と疑問の声ばかり。

また、宮城町に計画されている大学設置について、NHKのラジオ番組「マイあさ!」の中で、私立大学生生き残りを聞いた人からこんな田舎で大学経営なんかやっていけるのか。その内容は、今年私立大学半分以上が定員割れで地方の私立大学は約4割が赤字です。国は少子化時代に合った大学編成に力を注ぎ、地方の中小の大学は地方自治体と連携し公立化の動きが活発。また、授業料負担を地方自治体に求めるケースが多くなり、皆さんもご承知のように昨年生まれた子供は77万人。今年1月6日から6月の半年で生まれた子供は35万人で、1年間70万人前後。今後さらに少子化が進み、東京都でも学生募集をやめた有名大学が出てくるなど、新規での大学設立はますます厳しい状況。当然、飛騨高山大学の評議員だった市長や大学支援室のメンバーは承知済みですよね。市長は「飛騨市に大学ができることは市民の夢」と議会で述べていますが、市民はそ

んなことを期待しておりません。

最近、九州や北海道の町や村では、半導体メーカーの進出。県内ではある町と市が工場誘致や3拠点目の工場など、地域資源を生かした企業誘致をマスコミ発表。飛騨市も売り込んできた事業開発等に安易に乗らないで、データセンターをはじめ研究機関や企業誘致に専念し、若い人が住みやすく、働ける環境を作るべきです。

1点目、都竹市政への危機管理体制と組織運営について。政治は全て結果責任。その責任の取り方は言葉ではなく、具体的な行動で市民と真摯に向き合わないと危機感が共有されない。都竹市政になって毎年430人の人口減少が続いているのに、市職員は30人増やし、組織も本庁だけでも1部6課新設し、部長・参事・課長級が大幅に増加。市民は物価高などで苦しい生活が続いているとき、またまた職員の不祥事や悪いニュースで危機感がないのか。本当に市民のための組織運営ができているのか疑念の声。資料1は市民から提出された市長への意見書です。民間であれ、行政であれ、組織を運営するトップは常にガバナンス、コンプライアンス、マネジメントの3要素が求められ、不祥事が起きたらまず自らを律し、人を律する危機感で事に当たらなければなりません。しかし、都竹市政7年9か月で前代未聞の市職員による不祥事が相次ぎ、危機管理と組織運営面から問います。

1つ目、今回の飛騨市男性職員のハラスメントと5年前の児童買春事件について。

報道によれば職員は4年前に飛騨市役所に勤務し、総務部財政課主査で氏名まで発表。5年前、児童買春で懲戒免職した職員の氏名や所属は明らかにしなかった。なぜですか。

2番目、再発防止策としての職員研修について。

市の調査では37歳の男性職員は、過去に継続的にハラスメント行為をしていたと発表。相談があったのになぜすぐに対応しなかったのか。市は再発防止の研修を実施。本人もその研修に参加していたのか。その研修内容と成果は。

3つ目、不祥事続出の所属部門について。

今回不祥事を起こした職員は5年前と同じ市長室に近い総務部。本庁から遠く離れた河合振興事務所、あるいは宮川振興事務所や神岡の飛騨市民病院は、所長、病院長をはじめマネジメントと職員のコンプライアンスが発揮され、問題も発生せず、限られた人数の中で頑張っておられます。なぜ都竹市長の目が届く総務部から次から次と不祥事が起きるのですか。

4点目、総務部長ら職員5人だけの処分だけでよいのか。

職員OBや市民から少なくとも職員による不祥事が3回も出ているのに、市長・副市長の処分はないのか。不祥事を起こした2人は都竹市長のときに民間などから市役所に採用されたのだろう。各務原市は地下水からの有機フッ素素問題で、その責任を明確にするため、市長・副市長の3か月分の給料減額を発表。不祥事の連続で飛騨市の問題のほうが大きく、言葉だけでは世間は許さないとの声に対して市長の見解は。

5点目、平成30年児童買春事件での市長発言について。

今回の不祥事は都竹市政に対し市民から不信感が強まってきたとき、市長と議員の任期は残すところ3か月。この際、今議会で不祥事を絶滅するため問題の責任を明確にしなければなりません。市民の皆さん、議会だより59号を読んでください。私は平成30年9月議会で6月19日、児童買春で懲戒免職なった職員の不祥事に対し、市長の責任のとり方について質問。都竹市長は「類

似の事案が発生しないよう努めることが市長としての責任の取り方。」と答弁。しかし、その後、2回、3回と職員の不祥事が続いており、市長は責任を取ったことになりません。市民からは、そのときそのときの都合のよい発言だけで危機管理体制ができていない飛騨市では、また4回、5回目が起こる可能性大。今後、絶対に起きないという覚悟と具体的な行動を全市民に示してください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

危機管理体制組織運営についてのご質問をいただきました。私から4点目、5点目についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、平成30年の処分案件に関しまして、当時議員からのご質問があり答弁をいたしております。考え方は全く変わっておりませんので、議事録の朗読のようになりますが、改めてその内容を申し上げたいと思います。

懲戒処分を行う際に、その対象となる非違行為が職務に関するものなのか否かということは、どの程度の処分を行うかと同様に大きな判断基準になるということでございます。職務上の不祥事の場合、その責任が当該対象職員の指揮命令系統の上司に及ぶことは当然ですが、一方で職員が公務外のプライベートな時間の中で、一個人として起こした職務以外の非違行為である場合、その全てを市の責任とするのは無理があると考えられますし、一般的にもそこまでの責任は求められないものと考えております。その上で、類似の事案が発生しないよう、改めて私生活を含めて服務規律や法令遵守をしっかりとやっていこうと呼びかける、あるいは研修を強化して意識を高めていくという取り組みをすることをもって組織の戒めとする、また、組織の責任の取り方とするということにしたところでございます。

私についても同様でございまして、こうした取り組みを行って、類似の事案が発生しないように努力をしていくことが市長としての責任の取り方であると考えている。

と、このように当時申し上げたわけでございます。今の考え方も同じでございます。

今回、直属の上司5人につきまして、懲戒処分ではなく嚴重注意ということにいたしておりますのも、この考え方を踏まえたものであると同時に、お互いの意識づけをいま一度喚起して、組織の戒めとする意図によるものであるわけです。また、これまで研修の内容も工夫しましたし、回数も増やしてきております。それにも関わらず今回の事態に至ったわけではありますが、同様の考え方に基づいて、いま一度どこに課題があったのかを見直して、その改善を図っていくことが市長としての責任の取り方であるというふうに考えております。

この件につきましては、今議会の開会日冒頭にも申し上げたところでありますけれども、今回の事件を通じ2つの課題が顕在化したものと捉えております。1つは、公務外の私生活の行動を指導・管理することの難しさであります。職務上の行為であれば組織の指揮命令系統の中で、同僚、上司を含めた相互牽制が働くこととなりますけれども、一方で職員が公務外のプライベートな時間の中で、一個人として起こした職務以外の非違行為の場合、それを事前に察知、指摘するすべがないということでもあります。実際に今回の非違行為についても、警察が職員の逮捕を発表する

まで直属の上司を含め誰1人としてこの事実を把握している者はいなかったということでございます。一方で、個人の私生活を尊重する考え方が主流になって、職場ではプライベートのことにはできるだけ干渉しない、詮索しないということが一般的になりつつある中で、決定的な解決策があるわけではないというのも事実でございます。結局は、上司部下の信頼関係の中で率直な声かけを行うこと、幹部職員が蟻の一穴を見逃さないという組織風土の構築に地道に努めていく以外にはないと考えておりまして、今後自分自身も含めて気軽に話がしやすい職場づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目のポイントとして、社会人経験のある新規採用職員が多くを占めるようになっていく中で、従来のように若いころから失敗や経験を積み重ねながら、公務員としての常識を培っていくという育成モデルが通用しなくなってきたというところであります。社会人経験者の採用の場合、既にある程度の社会的常識を備えていることを前提にしておるわけでありましたけれども、前回の事件、今回の事件を通して、必ずしもそうではないということが明らかになったわけであります。

それを踏まえますと、採用の際の面接とか審査を見直していく必要もありますし、具体的にどのように見直していくべきなのか、あるいは採用後に公務員としてのモラルをどのように指導をすべきかという点につきましては、専門家の指導も得ながら、効果的な対策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは1点目から3点目までのご質問につきまして、一括して答弁させていただきます。

1点目のご質問、職員の氏名等の公表についてでございますが、処分を公表する目的は非違行為に対する懲戒処分の量定を示すことにより、組織としての責任を明確にすることにあり、市の処分規程でも氏名を除いて公表することを原則としております。今回の事件においては、逮捕時に実名報道がされたと承知していますが、市からは5年前の事件と同様、氏名の公表を行っておりませんので、対応に差異はございません。

2点目、処分の対象としたハラスメント行為については、令和3年2月に市のハラスメント防止規程に基づく相談員に被害職員から相談があったものですが、当時は行為者が不明であったため、その特定に取り組んだものの、結果として特定には至らず、処分等の対応が行えなかったものでございます。

次に、研修の実績についてのお尋ねですが、平成30年に全職員を対象とした公務員倫理研修を実施して以来、管理職を対象としたハラスメント防止研修、コンプライアンス研修、アンガーマネジメント研修、監督職未満を対象としたメンタルヘルス研修、会計年度任用職員を対象としたコンプライアンス研修等、年に1回程度の頻度で特別集合研修を行ってきました。今回処分対象となった職員は平成31年の採用であり、平成30年の倫理研修や管理職を対象とした特別研修に参加する機会はありませんでしたが、平成31年及び令和3年に、公務員倫理、服務規程等を含む地

方自治制度に関する通例研修に参加させています。

3点目、総務部ばかり不祥事が発生しているとのこと指摘ですが、今回の処分に際し開催した懲戒処分審議会においても、非違行為が本人の性格に根ざすものであると判断をいただいているほか、今回の逮捕事案、5年前の事案ともに勤務時間外に勤務地以外の場所で行われた行為であり、不祥事を起こした職員の所属には関係がないものと認識しております。

また、総務部は市長から目が届く組織であるとのこと発言がありましたが、振興事務所を含め、市長部局は市長直下の組織であり、全て市長が管理する組織です。また、市長の日程等を管理する秘書室は企画部に属しており、親睦会等の職員との交流は企画部を中心に行われていることを申し添えておきます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○10番（野村勝憲）

今回の職員は、職員になって1年後の秋からハラスメントを度々していたようですが、そのハラスメントはセクハラですか、パワハラですか。

それからその被害にあった方から、発表によれば相談があったということですが、そのときになぜ危機感を持って対応していなかったのでしょうか。危機感を持ってやっていたらこのように逮捕されるような事案にならなかったと思います。そして何のために危機管理課を総務部に置いているのですか。答弁ください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まずハラスメントの種類でございますが、そちらにつきましては公表しておりませんので、ハラスメントということでよろしく願いいたします。

それから当時のことでございますけれども、議員ご指摘のとおり、当時やはりそういった形でうちのほうとしても調査をさせていただきました。しかし、なかなか人権のこともあり、最後にこの方だというような形で確定するに至らなかったということでございます。

○10番（野村勝憲）

前から言っているんですけども、近隣の役所、例えば白川村とか高山市、下呂市も行っておりますし、いろいろと顔を出している中で、飛騨市の職員だった人たちとも打ち合わせをしたりするんですね。みんなそれぞれ、それぞれの分野で向こうで行政マンとして活躍されています。そういう人たちが飛騨市役所を辞めていったんですよね。いろいろあったと思います。今回の2人は社会人枠で採用されているようですけれども、採用した人が次々と不祥事を起こして、それで飛騨市を退職した人がそれぞれの役所で即戦力になって活躍されています。こういうことは、船坂市長、井上市長時代はなかったです。市長はどう思われますか。

△市長（都竹淳也）

その話を昨日も今日もしていますが、そういう時代になったということです。5年くらい前からだと思います。先ほど高原議員のときに大分詳しく申し上げましたので、また改めて議事録を見るかY o u T u b eを見ていただければと思いますが、船坂市長時代、井上市長時代にはそんな流れはなかったんですね。大体ここ5年ぐらいだろうと思います。

それから近隣の市町村との行き来ですが、飛騨市から高山市役所、下呂市役所に転職した職員もおります。逆に高山市や下呂市から飛騨市役所に転職している職員もおります。そういう時代になったということです。ちなみにここ近年、飛騨市から高山市に転職した職員は家族の介護の事情でした。それから白川村に元飛騨市の職員がおりますけども。一旦、やめて民間企業に就職したり、一旦退職して病気療養に入った後に転職しているということですから、これは全く飛騨市役所から直に行った職員ではないというふうに理解しております。転職というのはいろいろな事情があります。やっぱり職業というのはそれぞれ人生の一番大事なことですから、これは形だけ見て判断するということではなくて、いろいろな事情の中で行われているというふうに理解していく必要があるというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

白川村に行っていらっしゃる2人は、実は二重生活されているんですね。月曜日から金曜日までは向こうの寮か何かに住まれている、距離が80キロメートル以上あるわけで、そうしますと冬も通えない。そういう二重生活をされているということは皆さんよく知っていたほうがいいと思いますよ。

今回も予想どおりの答弁で残念です。市民はテレビを通じて見えています。市民は組織を運営するトップとしての説明責任と結果責任を強く求めているんですよ。この際、私から市民を代表して市長と副市長の給与カットで責任を取ったらどうかを提案します。いかがですか。

△市長（都竹淳也）

組織の処分の取り方は先ほど申し上げたとおりですので、先ほどの内容でご了知いただきたいと思います。

○10番（野村勝憲）

そのときそのときの都合のよい答弁だけで、これでは第4、第5が出ることを私は懸念します。それでは2点目、問題が発覚したふるさと納税返礼品について。

10月からふるさと納税制度が見直しで厳格になったとき、飛騨市のふるさと納税返礼品に問題が2点発生し、市のイメージダウンなど影響が心配です。今回私は2つの質問を用意。その1点目の返礼品問題は11月17日、全員協議会で森田部長から説明。しかし、当日ドアラの件で名古屋に急遽出向かなければいけないということで、途中退席しました。したがって聞いていません。提出した質問は、議会運営委員会で削除されました。したがって、2点目の中日ドラゴンズのマスコットキャラクター、ドアラ使用の返礼品を質問します。

10月6日の中日新聞を見て、私が勤務した会社のOBや他の自治体の知人から、なぜ飛騨市だけが中日球団のマスコット、ドアラを使用し返礼品にしているのだ。ドアラのことをよく知っている野村が飛騨市に提案したのかなど苦情が届き、当初11月13日出席予定だった東京での交流会、私の会社のOB会ですけども、それを17日の名古屋に変え、お詫び方々出席し、恥をかいてきたところですよ。

ドアラは私が勤務していた広告会社大広が、30年前に名古屋の東山動植物園にコアラが来たことを縁にドラゴンズのマスコットキャラクターとして、ドアラのネーミングとデザインを提案し採用されたものです。1994年よりマスコットとしてドラゴンズの試合に登場し、多くのファンに愛されております。資料2を参照してください。これはうちで作ったものです。ドラゴンズのホ

ーム球場がある名古屋や、ドラゴンズの名選手で監督であったミスタードラゴンと呼ばれた、亡くなられた高木守道氏の出身、岐阜市ですらドアラのキャラクターを使用していません。資料3のように、私が出席した5月の日本自治創造学会で、群馬県の太田市の清水市長は「今、太田市では市民税を奪い取られています。約10億円の市民税が出ています。」の発言のように、都市部の自治体はふるさと納税で行政サービスに大きなマイナス影響が出ているだけに、人気の高い飛騨牛や地酒がある飛騨市があまり姑息なことはやらないでもraitたいです。ドアラを中日ドラゴンズに提案し、その会社のOBとして、また、飛騨市民の1人として、他の自治体や会社関係者に申し訳ない気持ちです。そこで3点問います。

1つ目、なぜドアラを使用することになったのか。また、契約先は中日球団、それとも親会社の中日新聞ですか。その経緯と契約料金及び具体的な内容を、ロイヤリティーも含んで示してください。

2つ目、コラボ返礼品のカップやバッグですね、資料にも載っていますが、ミニタオルなど飛騨市内で製造しているのですか。そのメーカー名を教えてください。10月からのふるさと納税制度の厳格化により、産地製造が条件になっているはずですが。

3つ目、現在コラボ返礼品の2つの商店と、6メーカーが参加しています。そのうちドアラのキャラクターを使用しているのは6社です。返礼品の人気の高い順に示してください。

最後に、恥ずかしく迷惑している者としてのお願いですが、飛騨市出身の根尾選手やドラゴンズのイラストやロゴを使うのは大いに賛成です。しかし、ドアラのキャラクターの使用は著作権と企業倫理、この2点からやめてもらいたたいです。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

中日ドラゴンズとコラボレーションしたふるさと納税返礼品の製作につきましては、中日ドラゴンズへの根尾選手の入団をご縁とし、令和3年度より行っております。

コラボ返礼品のデザインには、議員ご指摘のマスコットキャラクターのドアラのほか、中日ドラゴンズのロゴマークなどが使用されておりますけれども、これらは全て株式会社中日新聞社広告局と飛騨市との覚書に基づき、中日新聞社から返礼品事業者にデザインマニュアルとともにデザインデータが提供されて製作されているものです。市と中日新聞社との覚書では、両者が連携しコラボ返礼品を製作するにあたり、市では市内事業者への参加の呼びかけや返礼品のふるさと納税サイトへの登録、市広報媒体での情報発信の役割を。中日新聞社では事業者への返礼品製作指導や返礼品完成記者発表の開催、自社媒体での広報業務などの役割分担を確認したものとなっております。

コラボ返礼品製作にあたっての事業者の経費負担につきましては、中日新聞社から該当事業者に示されておりまして、その内容につきましては、球団ロイヤリティーや中日新聞社のマージンとして、商品の代金に一定の率を乗じた額を支払うこととなっております。

なお、これらの手続きの正当性につきましては、今回、改めて中日新聞社の担当者にも確認をいたし、他の自治体や事業者がドアラのキャラクターを使用する際と同様の手続きであり、著作

権等についても何ら問題ないことを確認をしております。ちなみに、中日新聞社の担当者からは、別途、野村議員から本件についてのお問い合わせがあり、その際にも何ら問題ない旨をお伝えしているとお聞きをしております。

また、今回製作しているコラボ返礼品は全て市内事業者が製造している商品でございます、総務省が定めるふるさと納税返礼品の地場産品基準を満たしており、毎年、県を通じて国に報告する返礼品リストの審査を経て、今年度も令和5年9月28日付けで基準に適合する地方団体として指定をいただいております。

現在出品しておりますコラボ返礼品の中の人気商品でございますけれども、一番人気がトートバックとミニタオルのセット、次いで根尾選手のイラストが描かれたマグカップ、次にラーメンセットの順になっております。

なお、ご参考までに申し上げますと、ドアラを用いたふるさと納税返礼品は飛騨市だけが採用しているわけではございません。県内で言いますと瑞穂市が今年から採用されておりますし、愛知県内では碧南市、津島市でも返礼品としてなっておりますことを申し添えます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○10番（野村勝憲）

今の答弁で間違っていますけれども、問い合わせではないですよ。私は11月20日、午前9時45分に中日新聞の本社へ行きました。そのときに中日新聞のOB、かつて幹部だった人も同席されています。そういう方がいらっしゃるから、それも相手は若い人だと。私は広告局長か、場合によったら吉川球団社長に会いたいということでお願いしたら、球団社長は大阪へ行かなければいけないということで、急遽担当になったので。私はまた幹部のほうへこの件については、私ども会社としては責任があるのでね。大広のOBからがんがん言われているので。

それではお聞きしますけど、これまでふるさと納税全般で返礼品のクレームとか、あるいは苦情とかは届いていませんか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今回の中日ドラゴンズとのコラボレーションの返礼品につきましては、特に苦情等は寄せられておりません。ふるさと納税全般につきましては、やはりそれは納期のことですとか、いろいろな苦情というかご意見もいただいたということはございます。

○10番（野村勝憲）

今の答えですと苦情があるということですね。あるということで了解していいですね。それが第1問目だったんですよ。それは削除された。これは削除されたので次の機会にします。

それではドアラを別のブランドの商品として使用しているわけですよね。例えば今説明あったラーメンでもそうですね、キャラクターをつけてやっているわけでしょう。ということは、これはダブルチョップ商品ということですけど、ダブルチョップ商品ということは御存じですか。

□企画部長（森田雄一郎）

申し訳ありません。承知しておりません。

○10番（野村勝憲）

これは常識語です。要は、ダブルチョップ商法というのはメーカーのブランドがありますよね、小売店だとかのロゴ、あるいはそのブランドを二重に使うわけですよ。今回のキャンペーンは10月から12月までの3か月の契約でしょう。こういうことを繰り返していると、持っているメーカーのブランドが弱くなっていくんですよ。そういうテクニックをやらないと商品が売れなくなるわけです。そういったことは想定されていたか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今議員ご指摘の、商品の販売力の低下を招くというふうには解釈しておりません。

○10番（野村勝憲）

要は全体の売り上げで1か月1,000万円ぐらいでしょう。3か月で3,000万円ぐらいでしょう。このくらいのことに、こういうものを使うというのは問題だと思います。皆さん、岩手県の奥州市、ここは今話題の大谷選手のふるさとでしょう。それは御存じですよ。私は奥州市に問い合わせをしました。これは行きたかったんですけど時間がなく行けなかったので問い合わせをしました。奥州市は、こんなことをやっていません。あれだけのネームバリューのある、ブランド力のある、商品にプラスになる、もし奥州市が大谷選手を例えばイラストで使うとかやった場合、大変なふるさと納税が集まってきます。そういうことをちゃんと自治体で理性的に。それはなぜかという、岩手県内を含めてほかの自治体に花巻東高校卒業でしょう。花巻市に影響するし、そういうことをちゃんと計算してやっていらっしゃるんですよ。その辺はどう思われますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

その点につきましては、各自治体のいろいろな判断が入るところかなと思っております。

○10番（野村勝憲）

もう1点付け加えますと、これも電話取材で聞いたんですけども、奥州市は大谷選手がいるのにも関わらず、PR面はものすごく控え目です。どんなことをやっていらっしゃるんですかと聞いたら、大谷選手は背番号が17番です。その17にかけて、全部の職員ではなく1階のフロアで市民と触れ合う職員だと思いますけども、大谷選手のユニフォームを着て、毎月17日だけ市民と接触するというのをやっていらっしゃるわけですね。これこそ非常に謙虚で倫理感のある、ほかの自治体には絶対に影響を与えないと。ましてや岩手県内だけではなくて、かつては北海道日本ハムファイターズに所属していたのだから、日ハム時代にあってもよかった。そういうこともやられない。それが私は常識ある自治体運営だと思います。しかし、一方で飛騨市は、ある意味では他力本願でふるさと納税を集めてやっているというふうに捉えますが、市長はどういう見解ですか。

△市長（都竹淳也）

全体の中でそのようには全く思いません。全く思わないです。いろいろなつながりで、今は名古屋グランパスのコラボ返礼品もありますし、中日ドラゴンズもあります。これもいろいろなも

のの1つなんですね。全体の点数から見ればごくわずかです。これがすごくほかの自治体に影響を与える、あるいは与えたという事実はありませんし、今ふるさと納税の世界というのは自治体間の競争ですから、瑞穂市も実は市長からうちの取り組みを見てぜひ真似したいという話があって、そこからスタートしています。ほかのところもぜひドラゴンズでやってみたいというところがあります。ただ、これは権利です。権利処理をしなければいけないので、ちゃんと契約を結んで手続きを踏んでやっている正当なものですから、それはこれをやったからといって何かモラルに反するというようなことは一切ないというふうに思います。（野村議員、不規則発言あり）私の答弁の時間ですからカウントされていませんので。そのように思います。（野村議員「議長、指示してくださいよ。」と呼ぶ。）

◎議長（住田清美）

野村議員、発言ですか。

○10番（野村勝憲）

瑞穂市は自分のところでバッグを作っています。自分のところで製造しているんですよ。コーヒーカップだったら美濃焼きかもしれない、瀬戸焼きかもしれない。どこのメーカーですか。森田部長。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

市内の事業者がどこからそれを仕入れているのかというところまでは、私は現時点で承知しておりません。

○10番（野村勝憲）

事前通告をしているので、メーカー名と産地ぐらい調べといたらどうですか。今議会で発表してください。

◎議長（住田清美）

答弁はなくてよろしいですか。

○10番（野村勝憲）

答弁がないなら時間少しカットしてよ。

それでは3点目、熊による被害を防ぐ対策について。

熊に人が襲われたというニュースが連日伝えられ、市でも10月22日、神岡町船津地内で80歳の男性が襲われ、大けがされて入院。今年度、熊による人身被害は過去最悪のペースで、亡くなられた人も出ています。最近の熊は生育域が広がり、市街地まで出没し、安心して暮らせません。被害を防ぐ対策が求められます。

1点目、犬を活用した熊対策について。

11月30日までの熊の出没件数と状況は。市の里山は人口減少で集落が減り続け、結果、熊をはじめ野生動物はどんどん増えるでしょう。イヌ科のオオカミは熊の天敵とも言われ、狼に似た犬に対しては大変警戒心が強く、特にベアドッグの吠え声は苦手で逃げていくようです。長野県軽井沢町では、ベアドッグを利用し人や犬の怖さを覚えさせ森へ返した結果、この12年間、人身被害はないようです。ぜひ飛騨市も軽井沢町の成功事例を参考に熊対策を。

2点目、熊を誘因する食料と環境について。

数年前、古川町の宮城橋近くの市街地に熊が出没。今年は上気多、下気多での熊出没が多発。いつの日か市街地にも出没するものと予測。1か月前、熊が好んで食べる食料6品目を並べ、食べる動画をテレビ放映。最初に食べたのが猫などのペットフード、次に蜜蜂、3番目が牛肉の順で、これを見て思ったのが熊にどうぞ来てくださいと誘因しているのが市役所裏庭にある蜜蜂の巣箱と、50匹の猫に大量のペットフードを食べさせている猫の店のことで、市民に危険な環境を与え、安心安全な生活ができるか疑問です。市の見解は。熊を誘因するごみや食料などの管理は地域や住民が対応。熊が入っていきたくなる環境を作らないための市の対応策を具体的に示してください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の犬を活用した熊対策についてお答えします。

11月末時点の市内における熊の出没件数につきましては、116件となっています。先日も熊の目撃情報が寄せられており、未だ安心できない状況にあり、パトロールなど警戒態勢を継続しているところです。

議員ご提案のベアドッグにつきましては、熊の匂いや気配を察知するための特別な訓練を受けた犬で、大きな声で吠えて熊を森の奥へ追い払うことや、熊の姿が見当たらなくても匂いで熊の移動経路を特定し、付近の安全を確認することができるなどの特徴があり、ベアドッグが熊対策において大変有効であると認識しています。

一方で、専門家にベアドッグの活用について相談したところ、ベアドッグはロシアとフィンランドの国境付近にあるカレリア地方原産のカレリアンベアドッグという犬種が使われており、純血の血統を引いていても適正がある3割程度しかベアドッグになることができず、世界的に見ても頭数が極めて少ないことや、ベアドッグの管理には専門のハンドラーが必要になりますが、日本国内のハンドラーの人数も極めて少なく、新たなハンドラーの育成にも膨大な時間を要することでした。また、長野県軽井沢町ではベアドッグを日本に導入したNPO法人ピッキオにおいて追い払い業務が行われているとのこと。その概要は、捕獲された熊に発信機をつけ、人やベアドッグの大声などで威嚇して人や犬の怖さを覚えさせ森に返し、それで行動監視をして追い払いをするとのこと。ベアドッグによる効果的な追い払いを実施するまでには、想像以上の課題があることが分かりました。

現時点では、ベアドッグの導入による対策は困難であることが分かりましたが、議員ご指摘のとおり熊とすみ分けを図るための地域づくりは大切であると考えておりますので、様々な対策を継続的に行ってまいります。

2点目の熊を誘引する食料と環境についてお答えします。

熊の出没を抑制し被害を防ぐためには、熊を人里に近づけないことが重要です。熊は食べ物への執着心が非常に強く、一度味を覚えてしまうと何度も出没を繰り返すため、特に山際にある誘引効果の高い柿などの果樹や養蜂箱は、不要なものは撤去、自家消費、販売等の利用目的がある

場合は電気柵で防除を行うなどの適切な管理が必要です。市街地には、店頭・軒先の商品、ごみステーション等の誘引物が複数あるため、市街地に熊を出没させないためには山際周辺の環境整備が重要であると考えております。

まずは市民の皆様を対象とした熊の生態・対策に関する研修会の開催や、鳥獣対策サポートセンターによる集落内の不要な果樹や生ごみ、熊の隠れ場所となる藪などの有無を確認する集落診断を行い、必要に応じて誘引物となる果樹の除去や防護柵の設置、緩衝帯の整備への支援などの対策を講じてまいります。

なお、議員からは市役所敷地内の蜜蜂の巣箱や保護猫拠点の猫の餌についてお触れになりましたが、生息地が山からの距離が遠く、その間に道路や鉄道、住宅密集地等があることを踏まえますと、人を恐れる熊の生態から考えて、これが熊を誘引する原因となるとは考えづらいものと考えております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○10番（野村勝憲）

2番目の金森町のネコリパブリック飛騨と、この裏の蜜蜂の巣ですね。特に蜜蜂の巣については、実は市民から散歩していて怖いという声を聞きました。市にも届いているはずですが、その声は届いていませんか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

そのような苦情は届いておりません。

○10番（野村勝憲）

私は実際に聞いています。その人の名前は申し上げられませんが、ほかの人からも聞いています。

それでは森田部長、金森町のネコリパブリックは営業時間は何時からやられているんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

営業は午後からやっています。

○10番（野村勝憲）

そのとおり午後からです。お客さんが来られないので、開店休業のような状態です。この前も難波ナンバーの人が、行ったけど開かないということで怒っていたらしいです。それは別の市民から聞きました。だから、こういう状態の店を町の中に本当に置いていいのか。はっきり言いますが、いつ熊がどんな状態で出るか。現実には他県では市街地で襲われているわけでしょう。これを防御してかないと、起きてからでは遅いですよ。都竹市長、どう思われますか。

△市長（都竹淳也）

発言通告を見たときに思わず笑ってしまったんですけど、熊の生態から考えて、この市役所周辺に来るということはその間に住宅もあれば、道路もあれば、鉄道もあるわけです。ここまで来る間に飲食店もありますし。ここの議論をするということ自体が今回の熊対策と全くかけ離れて

いる。例えば富山県で結構市街地のやつがあつてずっと見ていますけど、やっぱり山から川を通して、そこに近いところに住宅があるから来るんです。つまり隠れるところがあるから。隠れるところがないとここまで来れないし、そもそも一番近いところの柿の木を見ながら熊対策をしていくってことをこの秋ずっとやってきたんですね。それを言いかけると、住宅の中の冷蔵庫の食材、飲食店の食材、全部問題になってしまいます。それは熊の生態から考えて考えづらいというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

数年前、宮城橋の近くまで来たんですよ。あなたの言っている説明と違うではないですか。随分と街の中でしょう。

△市長（都竹淳也）

宮城町の国道に近いところと、ここと、全然立地条件が違うんです。やはり熊の生態をよく勉強していただく必要がある。あそこからだ山沿いに来てすぐ隠れるところが幾つかあつてここまで来れますから、気多の山からここまで来るという条件と全く違うので、そういうことは熊の生態をしっかり考えて見ていく必要があると思います。

○10番（野村勝憲）

はっきり言って都合のいい答弁、相変わらず市民の危険、あるいは暮らしの安全を考えた答弁ではないです。

それでは、市内の畜産農家は今27件あると思います。熊は牛の飼料を餌とする傾向が強いというふうに聞いています。私はその対策として、各農家で犬を飼ってもらうとか、そういうことをやられたらどうか。その対策費用はふるさと納税を充てたらいかがでしょう。猫はわがままです。犬は社会性があるんですよ。順応が。そういう意味でぜひ検討していただけないか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今のご発言のとおり、家畜の飼料が誘因物の1つであるということはおっしゃるとおりで、そのほかにもコンポストであったり、ペンキの塗料であったり、人の生活の中にいろいろあるわけです。

実は、今年も古川町内の数河の畜産農家において、そういった事案が発生いたしました。私どもとしてはすぐに担当が出向き対応を取りました。要は飼料が外に置いてあったりして、それが食べられたということと、場合によっては宿舎の中あるいはその周辺に来たということはカメラ等でも確認をしました。

まず対策として大事なのは、まずイノシシなのか熊なのかということによって対応も異なりますので、それによって餌を電気柵で囲ったりとか、あるいはわなを仕掛けたりという対策を講じて、先般も畜産農家の方がお礼にいらっしゃったところです。熊については、畜産農家の方がそれぞれ犬を飼っていらっしゃる方の中にもいらっしゃるんですね。それが愛護なのか、そういった対策を含めたものなのかは把握しておりませんが、1つの課題になるのは、動物の伝染病の予防の観点で、ゾーニング、つまり牛であれば牛が入るところと、それ以外のところをきっちり分けるというのが法律上決まっておりますので、我々といたしましてはその辺りのすみ分け

をきっちりして、そのとき、その環境、それからその人に応じた対応をしっかりやってまいりたいと思いますし、財源につきましては、結構国も県も力を入れておりますので、できる限りそちらの助成もうまく活用させていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（野村勝憲）

ぜひ前向きに捉えてやっていただいて、財源についてはネコリパブリックに年間5,000万円投入されているわけでしょう。そのうちの半分以上は熊対策に使ったほうが市民は喜びます。

それでは最後の質問ですけれども、4点目、高山・郡上・白川との観光連携とウォーキングコースについて。近年の観光は、名所や旧跡を見て歩くから、食べる・買う、体験する、交流するという観光地の生活地域全体を参加型で味わうように大きく変化しました。地域観光支援の新たな開発が求められております。

現在放送中のNHK「さくら」を「見たよ。」「よかったね。」など、市内外から温かい言葉や、9月には古田肇岐阜県知事から今後も飛騨地域を含め、岐阜県の魅力を国内外に広く発信していきたい旨の手紙が届き、大変感謝しているところです。いただいた手紙はこれです。古田岐阜県知事の提案で戦国武将をテーマに岐阜、福井、滋賀の3県の史跡を環状に回る広域周遊観光ルートのスタンプラリーが11月からスタートしています。これをヒントに2点質問します。

1点目、高山・郡上・白川との広域観光連携について。

10月24日、市民の方と高山市、郡上市、白川村の役所と観光協会に出向き、古田知事からの手紙を見せ、あるメディアの記者にさくらとユネスコを縁に4自治体を歩いてもらい、広域観光のきっかけを作りませんかと提案。3自治体と観光協会は前向きに捉えてもらい、さくら再放送の効果は大きいと感じました。9月議会でさくらとユネスコを縁に郡上市、高山市と観光連携したらと質問したとき、畑上部長は新たな周遊コースを検討と回答。その周遊コースの内容と郡上市、高山市には当然具体案を示されたと思います。その感触は。

2点目、ウォーキングコース設定について。

私は度々山之村にペットと歩く健康ウォーキングコース設定を提案。前向きな回答をもらっています。先ほどの犬を活用した熊対策はご理解いただいたと思います。ぜひ山之村の熊対策にもなる、犬と歩くウォーキングコースを来年度には実現してください。

2つ目、古川町の町なかコース、これまで提案したコースから一部変更して、さくらをヒントに福全寺跡の大イチョウをスタートし、三嶋和ろうそく店から八ツ三館の前の桜並木を通して、堀田森の大イチョウ、そして栗原神社に立ち寄って祭りの壁画、これは古川町の水墨画家の方が書かれたんですけど、壁画のある栗原地下道を通して道の駅でトイレ休憩をし、子供たちが描いた壁画の上町地下道から貴船神社を経て、ドウダンツツジとイチョウ並木を通して福全寺跡の大イチョウに帰る。このコースは乗鞍や御岳も見え、変化に富んだまちなかコースで、ぜひ検討してみてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、高山市・郡上市・白川村との広域観光連携についてお答えします。

9月議会一般質問の答弁でもお答えしましたとおり、広域観光連携につきましては飛騨3市1村と岐阜県で構成する飛騨地域観光協議会を中心にプロモーションを行っており、特に今年度は北陸新幹線の金沢～敦賀間の開業や、中部縦貫自動車道の全線開通を見越し、福井県を新たなターゲットとして、観光物産展の開催などに取り組んでおります。

9月議会の答弁で申し上げましたのは「飛騨と郡上の観光資源の総合的なPRを継続することで、新たな周遊コースとしての認知向上に取り組んでいるところです。」と申し上げております。北陸新幹線の延伸や中部縦貫自動車道の全線開通によりまして、郡上市と飛騨市をつなげた周遊観光ルートが旅の行程の1つとしてさらに提案しやすくなるという意味で申し上げたもので、現時点では、具体的なコース提示をする前の段階といたしまして、双方の観光資源の認知度向上やユネスコなどでの連携につながる事業として、NEXCO中日本と連携したサービスエリアでの観光PRや郡上市と飛騨市をつなぐ旅記事の発信などを進めているところでございます。

今後も連携自治体やJR東日本、濃飛バスなどと話し合いながら、引き続き取り組んでまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは2つ目のウォーキングコース設定についてお答えします。

議員ご提案の山之村での「ペットと歩く健康ウォーキングコース」の設定については、これまでも獣害対策としての利点も含め何回かご質問をいただき、現地視察や山之村牧場関係者にお話を伺うなど検討を進めてまいりました。また、飛騨市健康ウォーキングガイド協会にも検討していただきましたが、ペット同士でのトラブルがあった場合の対応や環境配慮なども必要になることなどから、ガイド協会としては対応できないと回答をいただいています。

そして昨年の9月定例会一般質問では、会場までの距離が遠いため定例的に開催することは難しいとの結論に至ったので、イベント型のウォーキングを継続したいとお答えいたしました。そこで、市主催のイベントウォーキングとして令和4年度から開催しております「ノルディックウォーキング教室 in 山之村」を、今年度も6月に開催させていただいたところです。このイベントではペットを同伴しての参加について特に禁止はしておらず、参加者からそうした要望があれば自己責任で対応いただくことで、ペット同伴の参加も可能であります。

次に、2つ目の古川町まちなかコースのご提案ですが、こちらにもかねてより議員よりご提案をいただいております。飛騨市ウォーキングガイド協会に調査を依頼しました。その結果、舗装路面であることやアップダウンが少ないこと、日影が少ないことなどの理由からクアオルトの健康ウォーキングの認定コースには適さないと判断したとのことでした。

なお、この秋に行いました「第5回飛騨市ノルディックウォーキングフェスタ」と「イチョウを巡るウォーキング」は、いずれも古川の街中を対象としたイベントウォーキングとして開催しております。また、過去に議員にご紹介いただいた宮川町種蔵を巡るコースは、飛騨市ノルディックウォーキングイベントでも採用された例がありますので、ご提案いただいたコースはウォー

ーキングガイド協会や、ノルディックウオーキング研究会へ紹介させていただきたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○10番（野村勝憲）

ウオーキングについてですけども、これは参考にしてもらいたいのですが、最近ある雑誌で「全国駅からハイキング100」というものが紹介してありまして、岐阜県では東濃の岩村城跡を巡る鉄道旅として相性がいいというふうに書いてありました。私はこれを見て、飛騨エリアでは選ばれてないんですけども、今回私が提案しているものは舗装路面でクアオルトには向いていないということですけども、ハイキングコース、あるいはウオーキングコースとして面白いのではないかとということで、古川のまちなかコースを拡大して、古川駅から国府町の桜野公園と古墳など、ハイキングコースとして国府駅まで鉄道旅で結びつけたらと思いますが、新たな視点から観光支援を作らなければいけないと思います。キロ数にすると5キロメートルから6キロメートルになると思いますが、そういったことは考えられたことはありませんか。あるいは今の提案に対してどのように思われますか。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今のまちなかコースなどを含めて国府町のほうまで周遊してくコースにつきましては、当市でもJ R東海の「さわやかウオーキング」などを年間に何回か開催をさせていただいておりますけれども、そのコースとしては大変よいご提案ではないかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

ぜひ高山市と打ち合わせして、J R東海もウオーキングには力入れて毎年やっていますし、東濃でもやっています。そういうことなのでJ R東海と連携して、新しい商品を作るということをお願いしたいと思っております。

最初の広域観光連携ですけども、今回だけではなくて、高山市、郡上市、白川村には度々お邪魔しているんです。白川村の成原村長ともお話をしています。

そういった中で感じているのは、例えば高山市と白川村は完全に観光連携ができています。この2自治体は、これから松本市と連携を強化しようということなんですね。そういうことがある程度構築されているということになってくると、今NHKでさくらをやっているわけで、こういう優位性のある、昔は時は金なりと言いましたけど、今はタイミング・イズ・マナーの時代なんです。私は郡上市に何か行って部長に会っている、観光協会の方にも会ったりして提案しております。郡上市は間違いなく乗り気です。そういうことで、高山市と白川村をどう引きつけるかというのは今のタイミングしかないと思います。したがって、具体的なプランを持って現場を歩いて、現場を歩けば汗が出るわけです。汗が出るということは、知恵を出さなければいけないということです。そういう視点で考えてもらいたいのですが、その点はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

議員は今のさくらの再放送を踏まえて、このタイミングを捉えてということでおっしゃられて

いると思いますが、9月議会でも再三申し上げましたとおり、さくらを前面に出したいいろいろな誘客活動につきましては、権利処理の関係で思ったようにできないということを申し上げております。ですので、権利処理が許す範囲の中で精一杯再放送のPRでありますとか、さくら物産館でのパネル展ですとか、駅前でのタペストリーの展示などを行っているところです。

そして高山市や白川村との連携につきましては、高山～白川間は高速バスなどの直結の公共交通機関がありますし、そこで連携も進んでおりますけれども、飛騨市の場合は高山市をハブにしての、そこからの訪問地になってくるところが白川村とはちょっと違う点であろうかと思っております。そういった点で、現在は高山市からの誘客を進めるべく、いろいろな誘致活動を進めておりますので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

○10番（野村勝憲）

高山市には、かつて飛騨市観光協会にいらっしゃった方が高山市役所のブランド戦略室にいらっしゃいます。白川村には、あなたと一緒に仕事されていた方だと思っておりますけれども、観光補佐で英語もできて、非常にインバウンドにも積極的に働いてらっしゃる人がいらっしゃいますので、そうした人と交流をして、ぜひ先ほど言いましたように、まず現場を歩いてみて、アイデアを出して、いい観光振興に努めていただきたいと思います。以上で終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で10番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時17分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速ですが一般質問を始めます。

初めに、家族等介護者（ケアラー）への支援についてお尋ねいたします。

ケアラーとは、心や体に不調のある人の介護・看病・療育・世話・気遣いなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人と定義されています。

ケアは家族がするものだとかケアラーも周りも思い込んでいることが多く、中でも困りごとが整理できず、誰に何を相談していいかわからない方や、サービスの仕組みや手続きなどの知識がない方は、将来の年金や仕事、収入など、今後の暮らしや人生が見通せないと不安を抱えていらっ

しゃいます。ケアラーには各家庭で様々な形があり、高齢者が高齢者を支える老々介護、認知症の家族を介護している方も認知症を患っているケース、年老いた親が障害のある子供の介護を続けるケースや、逆に障害のある子どもが年老いた親を介護するケースもあり、家族の介護に関わるヤングケアラー、また、介護を理由に仕事を辞める介護離職者も年々増え続けています。介護者も介護される側と同様に支援が必要になっているのではないのでしょうか。

岐阜県でも、ケアラーを社会全体で支えるために「岐阜県ケアラー支援条例」の制定を目指して条例案の作成が進められていると報道されました。同様の条例は埼玉県、茨木県や北海道などで制定されていますが、東海3県では初めてということです。条例案では、県の責務として市町村でケアラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、助言や必要な支援を行うことなどを明記したとあり、実際にどう取り組み、どう生かしていくのか具体策につなげることが重要であることも指摘されています。1人で抱え込む方々に寄り添い、悩みを解消するための支援が望まれている分野ですので、今後に向けてお尋ねいたします。

まず1つ目には、ケアラーの把握・知識の提供についてお尋ねをいたします。

日本ケアラー連盟でケアラー支援には4つの点が必要になってくるとあります。1つ目は介護される人、介護する人の両当事者がともに尊重されること。2つ目は無理なく介護を続けられる環境の整備。3つ目には介護者の社会参加を保障し、学業や就業、社交、地域での活動などを続けられるようにすること。4つ目は介護者の経験と、人々の介護者への理解と配慮がともに生かされる社会をつくること。このようなケアラーへの支援の具体化をしていくには、潜在化しているケアラーの存在やニーズの顕在化・可視化が必要とあります。働くケアラーに向け、経済産業省は今年度中に企業が取り組むべき支援策を義務づける方針となりましたが、在宅のケアラーは外からは見えにくく、ご本人たちもなかなか声を上げにくい状況にあります。

ケアラーになるかもしれない、また、確実になっていく人たちに対し、介護に対する予備知識や情報の提供も望めます。実態を把握することは容易ではありませんが、いざそのときに手を差し伸べられる体制はなされているのでしょうか。企業では支援制度を40歳となった従業員に周知することを義務づけられますが、地域でも介護保険の被保険者となる40歳になったら、ケアのための最低限必要な情報・知識の習得が必要だと思います。現在、どのように提供されているのでしょうか。

2つ目は、社会的に孤立させないための支援についてです。

要介護者から離れられず、ケアラーが家の中に籠もってしまう場合が多くなるため、早期発見、早期支援が必要です。飛騨市内でも、高齢のご夫婦で在宅介護をしている方が「毎日の介護で疲れている。」「先の見えない不安も大きい。」などのお声もあります。介護に割かれる時間が増えるほど、趣味やリフレッシュするための時間がなくなり、ご近所や友人と会っておしゃべりするなど、大切な社会とのつながりが持たなくなっています。介護者が一時的に介護から離れて休息できる支援など物理的なサポートの部分、困ったときや悩んだときにすぐに気軽に話せることで落ち着ける精神的な支えの部分が望まれています。

民生委員や地域などで民間や行政、様々なつながりで連携してニーズに応じた形で介入することも必要ですが、どのように支援されているのでしょうか。また、ケアラー自身が満足に睡眠時間を取れていない状況や「自分が倒れたらどうしよう。」という不安のお声もあります。飛騨市

のホームページには、ケアできないときの緊急支援体制などありますが、安心していただくため、どのようにお知らせしていますか。また、介護の中でケアラー自身の体調にも心配りができない方、介護者を連れての通院が大変など日常生活が不便な方への相談や支援の体制はどうされていますか。

3つ目の、具体的な施策化に向けてのお考えをお尋ねいたします。

介護者を支援する条例は、埼玉県が2020年に全国で初めて制定しました。現在は6道県13市町村が施行しています。条例による効果として、関係部局が連携して介護者の支援に取り組めることとあります。ヤングケアラーを支援するため、教員や自治体の福祉担当職員が研修会をしたり、北海道ではケアラーサポーターの養成に行政や福祉施設職員、民生委員などで取り組んだりしています。市民、事業者、関係機関、それぞれの役割もあり、実際の取り組みにどう生かしていくか。岐阜県のケアラー支援条例の制定に向けて、飛騨市としては具体策にどうつなげていくのか。今後、対象の世帯も増えていく中で、どのようにされていくのか現時点でのお考えを聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目のケアラーの把握、知識の提供についてお答えします。

市では、市民の皆さんが生活の中での困りごとの相談について、気軽に相談にお越しいただけるよう「地域生活安心支援センターふらっと」を令和3年度よりハートピア古川内に設置しています。ふらっとでは、市民の皆様の様々な困り事の相談を世代に関わらず受け付け、適切な部署や機関と連携して対応していますが、困り感があってもそれを発せられず、事態が深刻化してからようやく相談につながる方が多かったことから、令和4年度より巡回訪問員2名を配置し、早期介入のため、アウトリーチ活動を始めました。今年度からは、さらに拡充して「ふらっと+（プラス）」を設け、巡回訪問員も6名に増員し、特に障害分野でサービスを利用されていない障害者手帳所持者宅などを訪問するなどして取り組みを始めています。

また、高齢者を巡回訪問している市の地域見守り相談員とも情報交換や連携を図るなど、アウトリーチにより、声を上げられない方のキャッチアップを目指して手を差しのべる意識で取り組んでおります。

ケアラー、また、潜在的なケアラーの皆さんへの、ケアを社会に頼っていいんだという啓発については市としても意識しており、お話をする機会では話すことはあるものの、広く市民の皆さんへ呼びかけるような媒体等による啓発や周知は行っていないので、今後取り組んでまいりたいと思います。

2点目、社会的に孤立させないための支援についてお答えします。

早期発見、早期介入は、今ほど申し上げましたようにアウトリーチ体制を整えましたので、この体制により鋭意努めております。

もしものときや緊急時の対応については、サービスを使われている方はケアマネージャーや相談支援専門員が対応し、対応しきれないような場合でも地域包括支援センターやふらっとがその

支援に入ります。高齢者は、制度的にも体制的にも地域包括支援センターで十分な対応体制ができており、様々な緊急ケースに対応しています。

障害やその他社会的孤立の方の分野では、ふらっと開設以降、その対応体制づくりを進めてきました。今年度からは本格的にその対応を確立すべく、7月にオープンしました多機能型障がい者支援センター「古川いこい」、ふらっと+が中心となって、親亡き後や、もしものときに備えた個別の事前対応への準備を進めています。なお、ふらっとは開設以降、緊急時はどの世代の案件でも対応するようにして24時間365日の緊急時対応体制をしいており、今年度でもこれまで5件の緊急ケース対応をしています。

また、ケアラーの精神的な支えの部分ですが、中には先が見通せない中での介護の負荷が精神に響き、精神的につらさを抱えているケアラーの方も実際にいらっしゃいます。ふらっとで覚知したそうしたケアラーの方の精神的負荷の軽減に、ふらっとでは専門家の助言も踏まえながら対応しています。

最後にケアラーの方のレスパイトの関係です。レスパイトは適応なサービスを利用することにより得られるものです。高齢者は現在ショートステイサービスが利用しやすい状況となっております。サービス利用をしていないケアラーの方にも、オレンジカフェなどに、より気軽に参加できる介護者の集える場の提供を進めています。

障害分野では、最も介護者が休息の取りにくい医療的ケア児者のレスパイト体制の拡充に昨年度より力を入れて取り組んでおり、高山赤十字病院でのレスパイトについて、地域包括ケア病床を活用してできるところまでモデルケースを立てて市が介入しながらようやく切り開いたところでは、7040や8050などのご家庭におけるもしものときの対応体制づくりでも、地域生活支援拠点としてのショートステイサービスやグループホームの体験の場も作ったところで、これからサービス利用をしていない方にサービス利用体験を促し、体験利用いただくことでもしものに備えていただこうと取り組んでいます。

アウトリーチや関係機関との連携により、声を上げられない家庭を探しながらアプローチしており、今後もそうしたキャッチアップできる地域体制を検証しながら、引き続き積極的に取り組んでまいります。

3点目の、介護者支援の施策化についてお答えします。

岐阜県のケアラー支援条例の制定化は、議員ご指摘のとおり声を上げられていない方が声を上げることに気づきやすい社会づくりにつながるものと思っており、大変意義あることと感じております。本市では、実際に現場で相談支援対応をしながら、ふらっとにて現場対応のPDCAを通じ、体制を改善しながら取り組んでいます。「どんなことでも困ったことや苦しいことなどがあればとにかく相談してください。」と、特定の困りごとにフォーカスせず、およそ全てのお困りごとに対応すると市民の皆さんに回覧や無線放送等で常時呼びかけており、これを困りごとを抱えずに声を出していいという社会啓発になるという思いも持って発信しているところです。

県でのケアラー支援条例の制定を見据えて、市がどう呼応するかということになりますが、市としては現場対応の中から実際の体制づくりのほうが先に進んでおり、明確な社会啓発が遅れていたというようにも感じております。まだまだ課題はあるものの、地に足を付けて進めている現在の取り組みを鋭意進めることが県条例に通じていくものになると思っております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

いつも思うのですが、私が聞く頃には既にとても行き届いて言うことはないのですが、支援としては本当にいつも現場対応が素晴らしいなと思っています。

なぜこの話を今更と思うかもしれませんが、市民の方々とお話をしていると、高齢者のご夫婦で旦那様が寝たきりで、おばあちゃんが足を引きずりながらおうちでお世話をしているという方が結構いらっしゃるんですね。1週間ぐらい誰とも話をしていなくて、お買い物も行けない状態で、大変ですねとお話ししていても、玄関の脇の部屋に旦那さんが寝ているので愚痴も言えないと言われるんです。その愚痴すら言えない状況というのを自分に当てはめて考えたら、本当に気が休まるしときがないし、つらいし、いつか限界が来るのではないというのを感じていたので、ケアの部分はどうなっているのかなとお尋ねしたところです。

社会啓発が遅れていて、これから取り組まれるということですが、その方たちがその場へ出向けない方が多いと思うのですが、今みたいに見守り相談員の方が行ってくださったり、うちのほうへ出向いてくださるということとはとてもいいと思います。休息を取るためにショートステイであったりとか、休める時間が取れるのはありがたいなと思います。

住民の方から聞いて大変だなと思ったのは、例えばご自分が体調悪くなって、ちょっとその病院へ行きたいだけでも行けなかったりとか、具合の悪い人も引きずってでも連れて行くと。自分がかかるのに奥さんを車椅子に乗せて自分が連れて行くという方も聞いたことがあったので、ちょっとの間ですよ、住民健診を受けるとか、近所の寄り合いにちょっと出るとか、ご近所レベルでいいと思うんですよ。行政まで頼ってとなると本当に膨らんでしまって手に負えなくなると思うのですが、その点についてはどのようにお考えか聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

いろいろなケースがあるかと思いますが一概には言えないんですけども、ケアマネジャーが大体ついておりますので、ケアマネジャーに連絡をしていただくですとか、あるいは今議員がおっしゃったように、地域でということであれば、民生委員がいらっしゃいますので、民生委員だけで対応できない場合は当然市のほうに連絡して、そこからケアマネジャーとか事業者にご連絡するという体制が構築されておりますので、そういった形で、逆に言うと、どんどん声を出していただきたいということを今後も啓発していきたいなと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしくお願いします。今後本当にどんどん膨らんでいく分野だと思うので、一概に頼むとは言えないんですけども、結局、今ある事業所であったりとか民間団体との連携が必要になってくる分野かなと思います。そういったときに、現時点でもされていると思うんですけども、今後に向けてどちら方面とか、この人たちにもという計画みたいなものがあるのでしたら聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

もう一度、質問の趣旨をお願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

もうやっっていっちゃうのかもしれないんですけども、ケアマネージャーとか、そこら辺は当たり前じゃないですか。そこに地域包括ケア課が関わってきたり、ふらっととかいろいろなものがあると思うんですけども、そこだけではなくて、例えば民間団体でそういうことに特化している団体があるとか、そういうところがもしあるのであれば今後つなげていけたりとか、ヤングケアラーだと学校関係になってくるかなと思いますが、そういったところのお考えみたいなものはありますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ございませんでした。先ほど答弁でも申し上げましたが、ふらっと＋がその役割をしておりまして、アウトリーチをかけて待っているだけではなく、ちょっと気になる家庭に訪問を順次しております。そこで気になるご家庭があればリストアップしていきますので、それで情報を積み重ねて、あとは地域の民生委員とも連携しながら取り組んでまいりたいということでございます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足をしたいと思います。今回とてもいいご質問をいただいているのですが、全体を通じてとにかく誰でもいいので困ったときに相談できるというか、困ったと言える相手を作っておくというのはとても大事だと思っていて、いろいろなものを用意しているんですけど、用意したからといって相談できるわけではないんですね。

実は、私事ですけども6月に家内が病気で手術して入院することがあって、そのときに母親も入院していて、うちは重度障害者の次男がいるもので、四六時中全く目が離せない子なんです。そのときに、私ずっとこうやって議会でも、いろいろな場でも、とにかく頼ってください、声を出してくださいと言っているのですが、当事者の自分がとにかく頑張らなければと思ってしまい、とにかく公務をキャンセルしてどうしても出なければいけない行事が幾つかあったのですがそれもやめて、とにかく午前9時から午後3時以外は仕事を全部キャンセルすると言っていたことがあったんですよ。そのときにたまたまその相談支援の方が「都竹さん、頼ったほうがいい。」と、私が普段言っていることと同じことと言われて、「頼れば必ず何とか答えようとみんなしてくれるから。」と言って、結局ショートステイを頼んで、高山市の施設も使わせていて何とか切り抜けたということがあったんですね。

そのときにすごく思ったんですけど、私みたいな、それを言っている当事者でもいざとなると声が出せないというか、頼むということができないということを思ったので、さっきの啓発もあるのですが、もう少し工夫が必要かなと。つまり何かあったときに頼れる人は誰ですかという問いかけ方を一人ひとりについてしておくということが大事ではないかということを最近痛感しているものですから、今ここで申し上げさせていただいたということです。

○1番（小笠原美保子）

とても実感の籠もったお話を聞かせていただいてありがとうございます。聞かせていただきな

がら、私もそうだったなど。父が今年他界しましたが、やはり退院してきて寝たきりでおむつをしているのに、今日いきなり退院という途方に暮れてしまったなどというのを今同じように思わせていただいたのですが、本当にそういうご家庭がたくさんあると思います。いきなり相談するといっても、じゃあ誰にとおたおたしてしまう。常日頃から頼れる人は誰ですかというのは、本当に市長がおっしゃったとおりだなと思うので、ぜひそこら辺のところは真っ先にやっていただけるとありがたいと思います。

いろいろな方のお話を聞いていると認知症の方からのご要望もあるのですが、奥さんとかが目が離せなくて、目を離れた隙にどこかへ行ってしまったり。でも、ご近所がすごく理解してくださっているので、おばあちゃん外にいたよと教えてくださるらしいのですが、ご本人が取ってしまったら何にもならないのですが、誰が見てもこの人は認知症と分かるような連絡先とか、そういったものは現在身に着けられるようになっているとか、把握できるものはあるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

認知症につきましては、ご家族のほうから市のほうへ申請をいただきますと、登録をするようにしております。そのときにご自分の住所とか名前を書いたものをつけさせるようにしております。これは警察等とも連携をしております。登録をしていただかないとこれは駄目なんですけれども、以前にも登録をしていただいた方が行方不明になられた案件がございまして、たまたま登録していらっしゃった方なので、それでどなたかということが分かってご家族へ連絡して見つけられたという例もございますので、そういう制度を市のほうとしても啓発をして、認知症の方がいらっしゃればそのご家族に登録してもらうような制度を今作っております。

○1番（小笠原美保子）

1件1件のお困りごとをここで言っていたらきりがないのでいい加減にしておきますけども、本当に様々です。さっきもちらっとお話ししましたが、おばあちゃんの年金で暮らしている50代の方がいらっしゃったり、ご夫婦で認知症だったり、本当に様々な心配があると思うのですが、まず第一には金銭的なことが、皆さんそんなに大きく声に出しておっしゃらないんですけども、はたから見ているとどうやって生活しているのかなというおうちもたくさんあるんです。それこそお子さんが働きに行かずにおばあちゃんの年金で面倒を見ているというていでおうちにいる方もいらっしゃいますので、おばあちゃんが亡くなったらどうするのかとか、逆の場合もありますよね。お年寄り夫婦で支え合って生きていて、介護しているうちは2人分の年金だけど、亡くなったらおばあちゃん1人の年金でどうやって生活するのかなんて、そこら辺、私はよく分からないのですが、そういったご相談にはどのように対応されているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

市のほうと連携して社会福祉協議会のほうにも生活資金の貸付制度もございますし、そういった相談があれば社会福祉協議会とも連携して制度も使いながら、あるいは例えば家計について少し介入をさせていただいて、見させていただいて指導をするとか、そういったことも社会福祉協

議会でやっていらっしゃると思いますので、まずはそのケースケースに応じ適切に対応しているということでございます。

○1番（小笠原美保子）

多分ご自分からお金の話ってできないと思うので、もしよろしかったら見回ってお声をかけてくださっているときに、「おうちのお金大丈夫ですか。」みたいな感じで振っていただけたら相談しやすいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

本当に気の毒って言い方も失礼なんですけど、結局心配事があると幸せじゃないじゃないですか。ずっとそのことで悩んでいらっしゃる。幸せじゃない状態で介護をする状況というのが、結局介護が必要な方にも伝わると思うんですよね。どちらも追い詰められるというか、世話してもらおうほうも文句ばかり言ってしまうたり、世話するほうも文句ばかり言ってしまうたりして、本当に幸せじゃないなと思います。

昨日、一般質問の中で市長が描く10年後の飛騨市という話の中で、心の豊かさを感じられるまちづくりっておっしゃったときに、すぐにこのところにつなげて考えたんですよ。一つ一つのご家庭で、じゃあ何が幸せなのかなというところを考えたとき、おうちの中に感謝があふれる、愛の言葉があふれる、ありがとうとかごめんねとか、そういうおうちが理想的だなと思うのですが、心身ともに健康じゃないと誰かの、ましてや家族のために頑張るということは難しいと思うんです。だから愛があふれる家庭というか、明るい家庭、市長がおっしゃったような心の豊かさを感じられる、家庭からまちづくりが始まっていくのかなと思いますので、今後の対策とかも、そういったことを重点的にやっていただけるとありがたいなと思います。

次の質問に移ります。2つ目の質問です。地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。

総務省のホームページに、「地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。」「具体的な活動内容や条件、待遇等は各自治体により様々ですが、任期中はサポートデスクやOB・OGネットワーク等による日々の相談、隊員向けの各種研修等様々なサポートを受けることができます。任期終了後の起業・事業継承に向けた支援もあります。」と書かれています。「令和4年度で6,447名の隊員が全国で活動しており、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省では令和8年度までに1万人とする目標を掲げており、目標達成に向けてさらに推進する。」ともあります。地域おこし協力隊の制度で、地域がより活発になり、定住する方が増えることで住民の皆様が元気になれる取り組みにつながれることが期待されているのではないのでしょうか。そこで飛騨市の協力隊についてお尋ねいたします。

1つ目に、地域おこし協力隊の成果と課題を教えてください。

今まで暮らしていた場所と全く違う地域で生活を始めることは大変なことであり、実際に暮らし始めて分かることも多いと思います。地域おこし協力隊の地域活動、地域の方々との関わりなどそれぞれ違うと思いますが、成果と課題をお聞かせください。

2つ目は、任期終了後の定住と活動、就業の状況はどのようなものでしょうか。

地域おこし協力隊といえば、専門性の高い分野で地域への活動が期待されていたり、地域の住民からは定住していただき地域の活動を活発に手伝ってもらいたいなど、様々望まれています。

協力隊を募集する際、退任後の定住、起業の形を提案されていると思いますが、協力隊のときに、収益を得るための活動を何度もチャレンジしていただくことで、起業後には既に軌道に乗り、かなり成功できると思います。現状をお尋ねいたします。

3つ目は、活動の見える化についてです。

協力隊の方々が市内のどこにいても、市民からお声をかけていただけるような活動の見える化をしていただきたいと思います。協力隊がどなたか分からない、何をしているのか分からないとお声をよく聞きます。飛騨市で始めるにあたり計画・活動の途中経過・協力隊として学んだ事等を知りたい方や、次へどのような目標を持って取り組んでいるのかを知ること、応援したいと思う方も大勢います。

以前は広報ひだで、地域おこし協力隊の活動日記を載せていただいていたのですが、今は見当たらないため、高齢化が進む中ではネット上ばかりでなく広報などでお知らせしたほうが市民に喜ばれるのではないのでしょうか。地域おこし協力隊が市民の皆様に愛されることで、起業後も発展できると思いますがいかがお考えでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

地域おこし協力隊についてのお尋ねでございます。私からは1点目の成果と課題についてお答えしたいと思います。

この地域おこし協力隊は移住にもつながりますし、外から来た方に大いに活躍していただけるとてもいい制度だというふうに思っておりますけれども、これまで活用してきた中では、まさしく成果もあり課題もあったというふうに思っております。

飛騨市は平成23年度から地域おこし協力隊を活用しているのですが、最初の頃は地域の支援という形で地域おこし協力隊を導入しておりました。例えば河合地域の支援とか、山之村地域の支援とか、こういう形でやっていたんですね。ただ、何をやらなければいけないのかということが明確でなかったがために、仕事をしていて何をしたらよいかはつきりせず、それが結果的につまずきとなって途中で辞めていったというケースが幾つか実際にございました。

このことから、いろいろ経験を積んで反省もして、地域おこし協力隊を導入する場合にはミッションをいかに明確に定めるかということが大事であるということを学んで、そして導入する際の方針を途中から転換をいたしました。つまり、具体的にプロジェクトを決めるということです。例えば、市が取り組むまちづくり支援のサポートとか、ドローン活用プロジェクト、広葉樹活用プロジェクト、薬草のプロジェクト、それから関係人口のプロジェクト、そうやって明確にミッションを絞り込んで協力隊を募集・導入しているということでございます。これによって、市の取り組みが前進しますし、成果も出てきたということです。

その際に工夫いたしましたのが、地域おこし協力隊の身分の取り扱いであります。当初は市の職員のような形で報酬を直接支払うという形を取っていたのですが、言わば市の職員のような形にすると活動に対する制約が大きくなっていく。特に副業と言いますか、収入を得るような仕事をするということが制限されてくるということがあったものですから、ここを改善しようというこ

とになりました。それで、地域おこし協力隊は3年以内という決まりがありますので、3年たった後もできるだけ飛騨市に定着してもらうためには、ずっと市からお金を出し続けるというわけにはいきませんから、自分で食べていける仕事を作ってもらわないといけないということになるわけです。そこで、今はどうしているかという、1年目から会社を立ち上げてください、起業してくださいというふうに言うておりまして、それができるように、個人に委託をするという形を取っています。したがって、報酬とか給料ではなくて、個人への委託料という形でお金を出しているということなんですね。こうすることによって、地域おこし協力隊の仕事をしながら自分の事業もできるようになりますので、3年間のうちに地域おこし協力隊の給料、委託料をもらいながら自分の顧客を捕まえてもらって、それで商売の道筋を作り上げていくというふうにしてもらっておるところでございます。

ただ、人によっては当然そこまで行き着けないという場合もありますので、地域おこし協力隊卒業後に事業が継続できるように地域おこし協力隊定住起業補助金という形で引き続きサポートするようにしておるところでございます。最近はこれに加えて地域おこし協力隊ではあるのですが、これは市の財政的な問題ですが、人件費確保の仕組みとして使っているという例がございます。地域おこし協力隊の特徴は、特別交付税という形で国から人件費が入ってくるというところがあるんですね。そうすると、ある人を雇いたいときに市がまるっとお金を出すよりも、地域おこし協力隊になってくれる条件に充てはまるのであれば、地域おこし協力隊になっていたければ国からお金が入ってくるので、その間、市の財政的に助かるということでありまして、これを生かして該当する人に後から地域おこし協力隊の制度を充てるということをやったりしております。このケースが飛騨産直市そやな店長の例でありまして、これは人が決まった後に条件にあてはまったので地域おこし協力隊になっていただいて、それで財源的に市としても国の制度を優位に活用できるというふうにしております。来年度も同様の方法を検討している案件もあるということでございます。

こうした経験を生かして、今後も財源措置のある制度として使いつつも、この地域おこし協力隊を広い意味での飛騨市役所ファミリーの一員として定着していただくために、これまで以上に工夫をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、地域おこし協力隊についての2番目と3番目についてお答えをいたします。

まず、任期終了後の定住・就業状況についてですが、飛騨市ではこれまでに16人の地域おこし協力隊を導入してきましたが、そのうち現在も現役で活動している隊員は広葉樹のプロジェクト、関係人口のプロジェクト、飛騨産直市そやな店長の3名でございます。任期満了または任期途中で終了した隊員は13名で、そのうち飛騨市内で現在も定住されている方は7名、残念ながら市外へ転出された方は6名となっております。平成29年以降に着任いただいた地域おこし協力隊は全員市内定住につながっております。

市では引き続き、先ほどの市長答弁でもありましたように、着任1年目からの起業支援や任期終了後の事業継続支援、住居費や自家用車購入費などの定住に必要な費用への支援などを重層的にサポートし、市内定住とそれぞれの活動での活躍につなげていきたいと思っております。

続いて、3番目の活動の見える化についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに地域おこし協力隊の皆さんが地域の方々に認知され愛されることで、モチベーションの向上、さらなる活躍につながるものと思っております。現在も現役で活動されている3名の隊員は、それぞれの分野のプロジェクトではそれなりに名が知れて活躍をされておりますけれども、まだまだ市民全体には認知されていない状況かもしれません。このことから、今後、それぞれの市のプロジェクトのプロモーションと併せて、活動されている協力隊の活動状況なども広報誌やホームページなどで発信していきたいと思えます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○1番（小笠原美保子）

お尋ねしようと思っていたら市長が全部答えてくださったので、そんなに再質問はないのですが、私としては位置づけが知りたかったので。定住してもらうのが目的なのか、例えば今おっしゃったとおりの行政のお仕事の1つとして、いろいろな形で担ってもらうのかというところが一番知りたかったのですが、位置づけが分かったのでありがとうございます。

1つ気になったのが、13名中7名の方は市外に出て行かれたということですが、最初のほうで結構課題があったとお聞かせいただいたのですが、その方たちは初めの頃の方たちですか。

□企画部長（森田雄一郎）

おっしゃるとおりでございまして、平成28年から当市においては地域おこし協力隊を導入しておりますけれども、比較的初期の方々につきまして、市外へ転出をされていらっしゃいます。

○1番（小笠原美保子）

ということは、そういったところを踏まえていろいろ改善されて定住されているということですね。すばらしいと思います。PRのところも見える化、何で私これを聞いたかと言ったら、誰か知らないし、何をやっているか知らないし、田舎暮らし体験の人なのかとか、そんなひどいことを言う人もいらっしゃったので、これは取り組みとしてきちんと市民の方も知りたいんだろうなと受け止めたのでお尋ねしました。

何でもかんでも行政のほうで用意してあげてPRするというのは、私は本意ではないと思っていて、例えばご本人たちがSNSとかはあげていらっしゃると思いますけども、本人たちのアイデアだったりとか、それは全部今後の仕事にもつながると思いますので、やる気を出していただいてどんどんPRをタグ組んでやってもらったらいいと思いますがいかがですか。

□企画部長（森田雄一郎）

議員がおっしゃるとおりだと思います。ご本人たち非常にやる気を持って取り組んでいらっしゃって、それぞれSNSとか情報発信をされている方もいらっしゃいます。そういったことばかりではなくて、先ほど申し上げたように市の広報誌とか、市も一緒になって幅広い層の方々にPRをしていきたいというふうに考えております。

○1番（小笠原美保子）

どちらにお住まいなのか私は把握していないので申し訳ないんですけれども、恐らくいらっし

やる方たちはすごい熱意を持っていらっしゃると思うのですが、地域の受け入れ体制というか、地元の方たちの熱意とか理解度というのはどんな感じなのでしょう。

□企画部長（森田雄一郎）

答弁にもございましたように、今様々なプロジェクトにおいて活躍はされていらっしゃいます。なので、そのプロジェクトに関わりのある部分の方々についての受け入れというか、そういったところはしっかりされておりますけれども、居住されている例えば区とか町内といったところでの受け入れというところは、それなりにされているとは思いますが、そこで何かPRをなさっているということはあまり聞いておりませんので、必要に応じて、そういった理解の促進みたいなことも必要なのかもしれません。

○1番（小笠原美保子）

市内のどこ歩いていても、あの人は地域おこし協力隊の人だと分かるようにしていただけるといいなと思ったのでお尋ねしました。

こういったお話を今聞かせていただいて、行政の行っていた事業であったり分野を任せることができるというのはいいなと思っていて、行政が大きくなっていくのを望むよりは、小さな行政の実現のほうが大事かなと思っていますので、いい取り組みだと思います。ご縁があって来てくださった方々が市民の皆様に愛されて発展していけることを願っていますので、ぜひ今後も活躍していただくようによろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時15分といたします。

（ 休憩 午後3時10分 再開 午後3時15分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今期最後の質問ですし、また、私議員自身の最後の質問ですので頑張っていきたいと思います。

飛騨市男女共同参画基本計画について。第3次飛騨市男女共同参画基本計画において、「男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分

野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担っていく社会。」としています。本計画は市町村男女共同参画計画に該当し、飛騨市の最上位計画である飛騨市総合政策指針に基づき、男女共同参画を推進するための計画として位置づけて、Ⅰ、誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等、Ⅱ、一人一人が個性を活かし、活躍できるダイバーシティの推進、Ⅲ、あんきに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進としています。これを踏まえて、次の6点について質問をいたします。

1つ目、一般行政職の女性職員の採用拡大について。令和2年度から令和5年度11月1日現在に採用された正職員数は合計127人で、そのうち女性は65人で51.2%と半数を占めており、飛騨市の人口の女性構成比51.5%に匹敵し、すばらしいと思います。しかし、職種別に見ますと一般行政職50人中女性19人、比率は38%。看護・保健職21人中女性20人、95.2%。福祉職6人中6人、女性100%。消防職4人中1人、25%。医師・歯科医師職9人中2人、22.2%と女性職員の採用は看護・保健職及び福祉職に偏っています。今後、一般職をはじめ他の職種への女性の採用を増やす必要があると考えますが、市の考えと対応を伺います。

2つ目、離職の要因と対策について。一般職の令和2年度から令和5年度の正職員の採用数は127人。離職された正職員は99人、うち女性44人で、採用数の78%に相当する職員が離職されています。離職事由区分で見ますと自己都合退職が最も多く48人、うち女性22人で、採用人数の37.8%の職員が離職されています。飛騨市の今後を担う若い世代の状況を見ますと40代以下の採用が88人、女性49人。離職が34人、うち女性16人を占め、採用した人数の38.6%に相当する若い職員が離職しています。日本総研の「地方公務員は足りているか」というレポートによると、小規模自治体では2045年の成り手割る必要数で計算した充足率は、6割から7割程度まで低下すると予想しています。少子高齢化が進んでいる飛騨市では採用した職員、なおのこと今後市を支えることになる若い職員は貴重な人材です。離職の要因を分析し、対策を講じる必要があると思いますが、市の考えと対応を伺います。

3つ目、職員の平均超過勤務時間の削減と業務平準化について。長時間労働における過労死に至る基準として、厚生労働省では、週40時間を超える時間外労働、休日労働が概ね45時間を超えて長くなる場合に、業務と脳疾患・心疾患、または精神障害の発症との関連性が徐々に強まるとしています。また、過労死に至る残業時間として発症前1か月間に概ね100時間または発症前2か月間ないし、6か月にわたって1か月当たり概ね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合としています。

飛騨市の「飛騨市における女性職員の推進に関する特定事業主行動計画（令和3年4月1日）」において、令和7年度までに10時間と数値目標が設定されています。本庁勤務職員の実績を見ますと、令和2年度19.92時間、令和5年度9月末現在ですが、13.73時間。また、1か月の超過勤務時間の上限を超えた職員数は、令和2年度19.33人、令和5年度11.67人。超過時間の上限を超えた職員の令和2年度の平均超過時間62.96時間、最高の超過時間は144時間。令和5年度は平均超過時間54.6時間、最高超過時間は99時間と改善されつつありますが、令和2年度から令和4年度まで超過時間が100時間を超えた職員がいますし、令和5年度も99時間と過労死に至る残業時間にほぼ匹敵し、職員の労働安全上あまり芳しい状態ではないと思います。職員の超過勤務の削

減等の健康管理や業務の平準化が必要と考えますが、市の考え、対応を伺います。

4つ目、管理職に占める女性職員の割合が伸びない要因と対策は。令和5年度版男女共同参画基本計画における令和7年度末の市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の成果目標と、飛騨市の令和5年度11月1日現在の実績を見ますと、本庁係長相当職は基本計画40%、飛騨市34%。本庁課長補佐相当職は基本計画35%、飛騨市36%。本庁課長相当職は基本計画22%、市は44%。本庁部局長・次長相当職は基本計画14%、市4%となっております。令和2年度からの推移を見ますと、令和5年度の数値の前後と女性管理職の比率は伸びていません。課長補佐相当職以外は全て令和7年度末の成果目標には未達ですし、特に部長職は10%も乖離しています。人口が少なく、女性が半数を占める飛騨市では女性の積極的な採用・活用が重要と考えます。女性管理職の登用が進まない要因と、その対策をお聞かせください。

5つ目、各審議会・委員会の女性参画率の向上について。令和5年度版男女共同参画基本計画における令和7年度末の地方自治体の審議会等委員に占める女性の割合の成果目標は40%以上、60%以下となっており、市区町村の審議該当委員に占める女性の割合は、令和4年度は28%となっており、成果目標を達成してないとしています。審議会や各委員会に女性目線の意見を取り入れ、多様性ある審議会・委員会にする必要があります。

飛騨市の実績は、令和5年1月末現在において、地方自治法第202条の3に基づく審議会で委員の指名がある委員会は23個。このうち女性委員がゼロ人の審議会は6個、23審議会の女性議員参加率17.5%。同180条の5に基づく委員会は6個。女性委員がいない委員会は3個。委員会全体の女性参画率は13.9%です。成果目標と比較して大きく乖離しています。女性委員が増えない阻害要因は、その要因を取り除く対策について伺います。

6番目、セクシュアルハラスメント等対策の整備状況について。飛騨市は平成29年4月に職員のハラスメントの防止等に関する規程を定め、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等を防止及び排除し、職員の公正な勤務環境の確保及び業務効率の向上に向けて、総務部長の事務連絡、「各種ハラスメントの相談体制について」の通達により相談員の設置、担当課長の設置、ハラスメントの処理委員会の設置などを職員に周知しています。令和2年度に1件相談がありましたが、その後はゼロ件です。素晴らしいと思いますが、令和3年、令和5年度には相談件数ゼロ件で、ハラスメント認知件数が各1件となっています。被害者が相談しやすい相談窓口で、できるだけ初期の段階で気軽に相談できる仕組みになっているのでしょうか。市役所内の管理職に相談する場合に、上司や同僚との関係性などにより心理的負担を感じたり、相談することにより不利益を被ることを危惧して相談しにくいということはないのでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

まず答弁を始めます前に、徳島議員、今期をもってご勇退ということでございます。2期8年、本当にご尽力いただきまして心から感謝を申し上げます。また、一般質問を通じましても防災、システム系については、大変勉強させていただきました。心から感謝を申し上げます。

さて、私からは2点目と4点目についてお答えを申し上げたいと思います。

まず2点目の職員の離職に関する質問でございます。午前中の高原議員の質問の中でも議論をさせていただいたわけでありますけれども、かつては公務員の離職というのはめったにないというふうに思われておりましたが、昨今、終身雇用制度の崩壊が進む中で、公務員も普通に離職するものであるという認識が主流になりつつあるということでございます。全国の付き合いのある首長さん方と話していても同様のことをおっしゃいますし、近隣の高山市長、下呂市長も同じような認識でおられるわけでございます。

この要因としては、人口減少に伴う売り手市場が続いているということも相まって、さらに現代の若者はライフステージに合わせて働き方を変えていったり、転職でキャリアアップしたいとか、あるいは違った職種で経験を積んでいきたいという多様な考え方を持つ人が多くなって、新規採用から定年まで同じ会社で働き続けたいと考えている人は、もうそれ自体が少なくなっているということが背景にあるものと思っております。

市役所ですが、先ほどご質問の中で99人で8割辞めているという話があったのですが、5年間でも一般行政20人でありまして、恐らく医療職、看護師が入っているのではないかと思います。看護師はもともと出入りが激しいのでこういった数字になっているので、実態としては5年間で20人というのが我々の数字であります。

最近の退職者を見えますと、自分の可能性を求めて退職する者、あるいは家族の事情やライフステージの変化により退職をするという者がほとんどでございます。職場の不満とか病気を理由とする退職はほとんどないというのが今のところの実情でございます。これを踏まえますと、離職を防止するための対策っていうのはやっぱり講じようがない。そしてむしろ人生をかけた決断を尊重し、無理な慰留を行うことなく気持ちよく送り出すようにしているというのが今の市の対応でございます。

次に4点目の管理職に占める女性職員の割合についてお尋ねがございました。現在、女性管理職は部長級1名、課長級2名ということで3名になっているわけでありますけれども、議員ご指摘のように明らかに数が少ないわけでございます。この原因ですが、私は過去に行っていた昇任試験制度にあるというふうに考えております。当時は、昇任試験の受験を希望しない女性職員がたくさんおりましたので、登用したくてもできないという状況にあって、これが今に影響しているのではないかとこのように見ております。

私自身はかつて今も試験制度っていうのは反対論者でございまして、その理由はこうしたことが起こるからということをつも考えてきました。そうであったものですから、市長就任時にこの試験を廃止したいということを言ったんですが、当時試験導入後間もない時期であったためにそれを目指している職員もあるということで、混乱を招くというような職員からの意見もあって、徐々に形式的な試験に切り換えてきて、そしてようやく令和3年度に撤廃し、現在は人物本位の登用をするという形に変えております。しかし、この余波で管理職になるべき年齢であっても、管理職に登用できる職位にまで至っていないという女性職員が多くなっておるということで、課長から管理職になるわけですが、課長補佐にならなければ課長にはなれないものですから、どうしてもその影響が出てきているということです。今後、これは徐々に解消されていくというふうに見込んでおりますけれども、試験撤廃の効果が現れるまでにはまだ時間がかかるものというふうに考えております。

もう1つの要因としては、対象の職位、つまり課長補佐級にあっても管理職になることを望まない女性職員が一定数いるということでございます。かといって無理な登用をしますと、それは本人の負担につながって、かえって実力を発揮できなくなるということもありますし、降格希望につながったというケースも現実にございますので、これは希望にそぐわない登用というのは難しいというのが実態です。今後、女性管理職を増やしていくためには職員自らが管理職になっていきたいという希望を持ってもらわないとなかなか進んでいけないということですから、身近な職場に普通に女性管理職がいるという環境を整えていく。そして、自分もこうなりたいというロールモデルを市役所の中で作っていくということが重要ではないかというふうに思います。そのために、その手前の課長補佐、係長の辺りは先ほど数字もご紹介いただいたように女性職員が増えてきておりますので、次はこの職員が課長になってくのではないかとというのがだんだん見通せるようになると、そこからはいよいよ女性管理職が増えていくということではないかというふうに思います。

今年度2名女性職員を管理職に登用いたしました。ただ、次の候補になる課長補佐・係長級の職員の経験年数、年齢から考えると、非常に多くの女性職員が登用されるまではまだ時間かかるものとは思いますが、引き続き一步一步取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私からは1点目、3点目、そして6点目につきましてご答弁させていただきます。

まず1点目でございます。一般行政職の募集にあたりましては、高卒、大卒、社会人経験者といった要件は設けていますが、地方公務員法の平等取扱の原則によりまして、女性と明記した募集は行っておりません。また、募集要項についても同じく地方公務員法で全ての国民に対して平等の条件で公開することが定められていることから、市のホームページをはじめ様々な媒体から情報を得られるように手段を講じているところでございます。

以上のように、男女関係なく応募できる環境を整えていますが、1次試験の受験段階の男女比を見ますと、昨年度の場合、男性27人に対し女性は16人と、女性のほうが少ない状況にあります。男女平等参画が求められる中、明確な理由もなく女性のみ偏った採用活動を行うことはできませんが、いずれにいたしましても、応募者数の母数を増やすこと以外に選択肢はありませんので、今後も積極的な採用活動に努めてまいります。

次、3点目の超過勤務時間の削減と業務平準化についてでございます。超過勤務時間につきましては議員ご指摘のとおり、労働安全上良好であるとは言い難いのが現状であるため、今年度から職員の超過勤務に対する意識づけを目的に、超過勤務実績を報告する機会を増やしています。具体的に申し上げますと、課別の超過勤務実績を毎月開催する衛生委員会で報告するとともに、四半期ごとの超過勤務実績につきましては前年度との比較も含めて部長会議で報告しております。

様々な要因があると思いますが、意識づけの成果もあり、昨年度と今年度の上半期の超過勤務実績の比較では、選挙等の特殊要因を除き超過勤務合計時間で3,670時間、1人当たりが行った月当たりの超過勤務平均時間で2.2時間減少しております。超過勤務の削減については、第四次財政改革大綱に基づく業務効率化の取り組みを行っているところであり、定型化している業務など外部へ委託できる業務については費用対効果が見込める場合を基本として検討し、外部委託を推進しています。例えば、毎年超過勤務時間数が多い総務課人事給与係では、定型業務である給与事務について令和6年度から外部委託できるよう準備しているところです。また、衛生委員会で意見を聞きながら、総務課で超過勤務時間削減に向けた方針を作成しており、今年度中に職員に示せるよう準備をしているところでございます。

一方で、観光部局や教育委員会事務局などでは一部の職員に超過勤務が偏る傾向にあり、業務の平準化が喫緊の課題であることから、特定の職員だけではなく複数の職員で事務処理ができるよう非属人化を進め、職員であれば誰でも対応できるようなマニュアルによる標準化を促進しています。

最後に6番目、セクシュアルハラスメント等対策についてでございます。セクシュアルハラスメント等への対策の整備状況ですが、市ではハラスメントに係る苦情相談の窓口として、「飛騨市職員のハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、職員組合からの推薦者を含む相談員を置き、申出人の意思で相談員を選ぶことができる仕組みとすることで、申出人にできるだけ心理的負担をかけることなく対応ができるよう体制を整えるとともに、これらの苦情または相談の処理に関与した職員に対しては、申出人及び関係者のプライバシーの保護に努め、特に申出人が申し出をしたことによって不利益を被らないよう留意するよう求めているところでございます。

なお、これとは別に、毎年的人事異動に係る意向調査や上司の評価を通じてハラスメントの兆しを早期に把握し、場合によっては人事に反映させるなど、必要な措置を講じているところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、5点目の各審議会等への女性参画率の向上についてお答えいたします。

最初に今年度9月末時点での状況を申し上げますと、地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員及び同180条の5に基づく委員会等委員のいずれの女性参画率とも19.4%となっております。市としても各種委員会等の委員として半数程度の女性が参画することが望ましいと考えておりますが、そうした状況には及ばない状況にございます。

女性委員の参画率が伸びない原因として、地域や各種団体等における役員・代表者の成り手として女性が少ないことも要因の1つであると考えております。これは、市が設置する委員会等の委員を選任する場合に、特定の個人ではなく行政区、自治会、商工団体、企業、保護者会、PTAなど各種団体の代表者に就任を依頼することが多くあるためです。

市として強制したり働きかけたりすることはできませんが、女性が地域の役職や各種団体にお

ける代表者として就任すること、参画率増加につながるものと考えています。即効性のある対策というものは難しいと思いますけれども、地域や各種団体の役員・代表者として女性が参画しやすい環境づくりに市民全体で地道に取り組んでいくほかないと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○8番（徳島純次）

まず1番目の一般行政職の女性の採用拡大。言われているように応募してくる人の人数によって決まることなので、こちら側の思いどおりにいかないというのはよく理解できるのですが、女性が少ない、全国からの応募もあるのでしょうけど、主に地元の人を考えると、地元では当然女性が非常に少ない状況にあるので、応募をする人の女性が少ないというのも納得はできるのですが、長い目で見れば地元に残る女性を多くしていくことを今後考えていかないと、女性の採用は伸びていかないのではないかなと思うんですね。全国から応募されて女性の方がたくさんいらっしゃるればそれに越したことはないのですが、もしそうするなら、女性が参加したいなと思うような飛騨市でないと応募してくれないのだろうと思います。飛騨市の採用の仕方、採用する条件の中に女性がぜひ受けてみたいと思うような項目があれば増えるのだろうと思うのですが、そういうものはないでしょうから、ぜひ長い目で、地元に残るような施策を打っていただいて、人口減少、少子高齢化が起きている中、少しでも多くの女性の方が地元で就職するなり、進学するなりして残るような方策を取っていかないと改善していかないのかなと思いますので、ぜひ長い目で見て女性が受験してみたいと思うような飛騨市にしていっていただきたいなというふうに思います。

2番目の離職に関しては、引き止めることができないというのはそのとおりだと思いますけど、先ほど言われた以外にも例えば家庭の事情によって辞められるとか、出産のために辞められるとか、そういうこともあるのだろうと思いますが、家庭だとか出産というのは、そういうものに対応して飛騨市のほうでそれをカバーできるような仕組みを作れば女性は思いとどまって退職しない。例えば産休だとか、育休というのを男性も取れるようにするよ。その代わり男性にもある程度の、育休の場合は長く取った場合は無給だと思いますけど、それに対して少しの給与の保障はするよというふうにすれば、男女両方で働けるようになるわけですから辞めなくても一時的な産休だけで済むのかなと思ったりするのですが、そういうふうな女性がより働けるような環境づくりと、特に女性の産休だとか育休という部分での手当というのは、今後充実していくような考えがあるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まず離職の理由の中で、ここ近年の話ですけど出産で退職であるとか、そういったものはございません。やはり多くの方が出産をしても後を勤めていただけるようになっていると感じております。その元には、育休制度がかなり浸透してきたということ。ここ5年間を見てもたしか女性の方は20人ぐらい出産の方がいらっしゃって、ほぼ100%という形で取っていらっしゃいますし、それから男性のほうですけども、いわゆる自分のパートナーが出産されてということですけども、ここ5年を見てもみますと7人、8人ということで少な目だったんですけども、今年になりまして

3人出てきたというようなこと。常に我々も啓発をしているんですけども、徐々にそういったことが浸透してきたのかなということは感じております。ですから、女性特有の出産であるとかいろいろなことがあると思うんですけども、しっかりカバーしながら勤めやすいという環境も整えておりますし、大切なことはこういったことを毎年積み重ねながら、しっかりと啓発していくことが大切かなということと思っていますので、これからも引き続き続けていきたいと思っていますのでございます。

○8番（徳島純次）

特に女性の場合の育休は非常に充実してきたのだろーと思ひますけど、男性の育休のほうはまだまだではないかなと思ひますね。この部分をぜひ充実させていただきたいなというふうに思ひます。

それから超過労働の件は、まだまだ100時間近くの方がいらっしゃいますので、厚生労働省の指針からいっても非常に危険な領域のものでし、早期にこれを減らしていく必要はあると思ひますので、ぜひ平均超過労働時間に関しては仕事の平準化をしていただいて、1人の方に負担がかかるようなことのないような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思ひます。

管理職のほうは先ほど述べられたように、今後、昇任の方法が変わったんですね。女性の方も伸びてくると思ひますが、今の仕組みになっても、先ほど言われた課長補佐のところ、それ以上はいきたくないよという方が増えると、いつまでたっても上に上がる人がいないと思ひますが、この辺は入庁段階からの教育にも絡むのではないかなと。その教育で女性の方もこういうふうにして上のほうに上がっていきますよ、そういうときも仕事の仕方としてこういうふうにしてやれますよというようなことを言っただいて、先ほどロールモデルと言われましたけど、そういうものを早く作っただいて、それを見て周りの女性の方が私もなつてみたいと思ひするようなものをぜひ早くしていただきたいなと思ひますので、時には特に優秀な人を数段引き上げてやるとか、そういうことも考えられると思ひますが、そういうものも考慮しながら、ぜひこの件は早めに女性の管理職の比率を上げていただきたいなというふうに思ひます。

それから審議会のほうは、やっぱり充て職が多いということではなかなか難しいのだろーなとは思ひますが、やっぱり多様性ということを見ると女性が余りにも低すぎる。20%弱ですからほとんど男性の意見で決まってしまう。そうすると女性の意見というものが通らなくなるということですので、充て職も簡単でいいんでしょーけど、そこを何とかほかの方法で、女性の方も委員として出てこられるようなシステムの仕組みづくりに変えていただきたいないうふうをお願いしておきます。

それからハラスメントに関しては、私が疑問に思つたのは、相談件数1件、でも実際の認定は2件あるんですよ。この件は本人からの申し出ではなくて、ほかの人がハラスメントを見て通知したのかなというふうに思っているのですが、その辺はどうなのでしょう。相談件数1件で実際には認定件数が、しかも年度が違ふところで2件あるのですが、この辺の認定というのはハラスメントが起きている現場を見て他人が相談したのか、本人が相談してきたのか、その辺はどうなのでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

手元に細かいその部分まで持っていないですが、やっぱりいろいろなケースがありまして、当然ご本人からという話もあります。一方で主管の中でちょっと厳しいぞというような話も聞きます。そういったときに、管理職の方にこういうことを聞いたんやけどどうやという形で私どものほうから話をするとか、いろいろなケースがあろうかと思います。

そういった中で、今年は特にそういった意味も含めて中間管理職を対象にコミュニケーション研修という形で、要するに上司と部下が話しやすい、風通しのいい関係を築くことによって悩みごとを伝えていただけたらとか、ハラスメント的なことがないようにということで研修をさせていただいております。そういったことも含めて総合的に進めて、ハラスメントがない職場づくりを今後も進めていきたいと考えております。

○8番（徳島純次）

ぜひ、ハラスメントの撲滅をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の件に移ります。避難所について。気象庁が発表した「日本の気候変動2020」を見ますと、年平均気温は1898年から2019年の間に、100年当たり1.24℃の割合で上昇している。1910年から2019年の間に真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数は増加し、冬日の日数は減少した。特に猛暑日の日数は、1990年代半ばを境に大きく増加しているとしています。

飛騨市の今年6月から9月の気温をアメダス（神岡町、河合町）にて調べてみますと、下の表のようになっています。真夏日は、7月神岡20日間、8月河合町26日間、9月神岡町15日間。猛暑日は、7月河合町1日、8月神岡町7日、9月神岡町1日となっています。飛騨市は避難所を64か所指定していますが、空調設備のない避難所が32か所、非常電源のない避難所が45か所あります。拠点避難所は5か所となっており、そのうち3か所が公民館で、空調設備があるのは2か所。その他の2か所が体育館で空調設備はなく、大型冷風機、扇風機等により暑さをしのぐことになります。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害で避難所にある程度の期間、避難を余儀なくされることも考えられます。また、飛騨市地域防災計画において南海トラフ巨大地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯に養老一桑名一四日市断層帯を加えた4地震が起きた場合は、一時避難ではなく、ある程度の期間の避難が必要になると想定しています。災害が発生すれば避難所の利用は必須となります。これを踏まえて質問をいたします。

避難所の空調設備について。温暖化の進行によりますます暑くなり、猛暑日の増加や熱帯夜が予想されることを踏まえ、避難所には空調設備が必要と考えますが、市の対応を伺います。

2つ目、避難所の長期停電時の対策について。自然災害の土砂災害、浸水や震災等により送電路が被災して長期の停電が発生した場合は、避難所の避難生活に大きな支障を来しますが、市の考え、対応を伺います。

避難所の現状認識について。飛騨市指定緊急避難所・避難所一覧表を見ますと、ホームページ上で公表されている神岡町殿地区の神岡東体育館は指定緊急避難場所及び避難所に指定されていますが、いろいろな物品が保管され倉庫になっていると思います。これをどのように考えますか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは避難所につきまして、通しで答弁申し上げます。

まず、1つ目の空調設備についてであります。

議員ご指摘のとおり、温暖化の進行により、将来にわたり猛暑日の増加や熱帯夜が予想され、避難所における熱中症予防等のための空調設備は重要であると認識をしております。このため、市指定避難所で冷房用の空調設備がない施設の全てに大型冷風機または大型扇風機を設置しております。さらに国及び県の指導により、空調設備が整備されていない避難所施設については、空調設備を借り上げて対応するように計画しています。この場合、災害救助法の適用により避難所の設置及び維持等のための冷房機器の借り上げ費用は、災害救助費負担金による国庫負担の対象になるということを確認しております。

2つ目の長期停電時の対策についてお答えいたします。

配電路の被害による長期停電は、避難所での生活のみならず、被災地全体での社会・経済活動に深刻な影響を及ぼすことを市としては憂慮しております。このため、まず市全体でのエリアとしての停電防止及び早期復旧施策と、避難所等におけるスポット的な長期停電対策についてご説明いたします。

まず、市全体のエリアとしての停電防止対策として、平成27年度からライフライン保全対策事業を行っております。これは災害時に倒木等により配電線に被害を及ぼす樹木を伐採する事業です。また、早期停電復旧施策として、電力各社と早期停電復旧のための応急措置や障害物除去の協力協定を締結しております。さらに、電力送配電各社による配電線の冗長化、迂回配電による早期通電再開体制の構築を依頼しております。

続きまして、避難所等のスポット的な停電対策として、まず、中部電力パワーグリッド株式会社からの拠点避難所への電源車の派遣依頼、日産自動車株式会社からの電気自動車による電力供給の協定を締結しており、これらによる電力供給の協力をいただくようにしております。さらに市内17か所の災害用備蓄コンテナにポータブルの非常用発電機と燃料を備蓄し、定期的な点検と消費期限の確認、交換等を行っております。加えて、避難所等への燃料供給に関しては、岐阜県石油商業協同組合飛騨市部と協力協定を締結して対応するようにしております。

以上の施策を総合的に運用し、飛騨市全域での停電防止及び早期の停電復旧と、避難所での長期停電に備えた電力確保に努めております。

続きまして、現状認識についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、神岡東体育館は各種物品が保管された倉庫状態となり、避難所としての機能を発揮できない状況にありましたが、来年度以降、同施設貸付の打診が来ている状況であることから、指定緊急避難場所・避難所の指定を解除する予定です。

こうした避難所の指定については、飛騨市地域防災計画に基づき洪水・土砂災害・地震・大規模火災等、災害種別ごとの適用を考慮して指定しておりますが、避難所に指定しながら避難所として機能しない、あるいは機能が欠落するような状況が生じることがないように、今後適切な管理

に努めてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○8番（徳島純次）

避難所の長期の停電のときの17か所に保管されているポータブルタイプの発電機、それからそこに保管されている燃料、これで持つ時間としては数時間だろうと思うのですが、そんなに大きな災害の場合ですとそれで済むでしょうし、先ほどのような協定に応じて燃料の供給を受けることでカバーできると思うのですが、大きな災害の場合は道路状況も分かりません。道路状況が悪くてガソリン車が来れないとか、そもそも燃料が地域の供給所にない、なくなるという場合も考えられますので、消防法の関係もあるのでしょうか、保管するのに今よりも少し多い量を持ったほうが安心なのかなと思うのですが、その辺は今の燃料の保管量で十分だとお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

ガソリンの保管量ですが、今は4リットルを保管しております。消防法上の規定もありますので20リットル以上は持てないということです。できれば多くを持つのが望ましいことなのですが、期限が切れますと更新をする、破棄をするということがあると。このため、それらを総合的に考えまして、不足するときは協定に基づいて速やかに油を供給していただくというシステムが一番よいかと思って、今その体制を維持しております。

○8番（徳島純次）

最後の東体育館の件ですが、今後、指定を解除するということですが、実はこの東体育館ってかなり前から載っていて、ずっと前から倉庫状態で、そういう状況で今日来たわけですけど、ということは各避難所の現状を確認しなくて、ただ更新してきたというふうにしかならないんですね。もし途中で1回でも行っていれば、こんな状況ではとてもじゃないけど避難所として指定できないと分かったはずなんです。かなりの量の物品が中に入っています。あそこの指定は800人入となっていますけど、とても数十人が入るのがやっとで、800人も入れるような避難所ではないんですね。ですから、そういう面で言うと、ほかにこういうところはないでしょうねと。ある程度周期的に、全部一斉ではなくてもいいですけど確認をしていくということも必要だと思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

東体育館の件はご指摘のとおりで何も申し開きするところがありません。私も着任してから各避難所をできるだけ回る努力をしておりますが、まだ半分ぐらいしか回れていないという状況であります。今後速やかに全ての避難所を確認して、避難所としての機能も維持できるかということを確認していく所存です。

○8番（徳島純次）

ぜひよろしくお願いします。ただ、危機管理監が自ら全部回る必要はないんだろうと思うんです。各振興事務所の人を使ってでも早期に回ったほうがいいと思いますし、そういう効率的なや

り方でやっていただいたほうがいいと思いますので、ぜひそういうシステムを構築していただきたいなというふうに思います。

これで私の質問は終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、8番、徳島議員の一般質問を終わります。

以上で、質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆日程第42 議案第130号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

から

日程第44 議案第132号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

◎議長（住田清美）

次に、日程第42、議案第130号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第44、議案第132号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）までの3案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、議案第132号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その理由についてご説明申し上げます。

12月定例議会に上程する補正予算を協議する11月中旬においては、物価高騰にかかる国民生活への対応について国会で議論されている中、国や県の施策を踏まえての市として必要となる施策を検討するにはあまりにも情報が乏しいことから、議会初日での関連予算の計上はやむを得ず見送ることとしていたところでございます。

その後、国の補正予算成立に伴いまして、全国の地方自治体に対して国の施策を速やかに実施するよう通知があったことに加えまして、県の対策も明らかになり、国や県の施策を見据えた市独自施策を盛り込む準備が整いましたので、今回追加で補正予算を提案させていただくものでございます。

それでは、本補正予算における主要施策の概要について、ご説明申し上げます。

民生費では、住民税非課税世帯等を対象にした1世帯当たり3万円を給付する国の事業を6月定例会において予算化いたしました。今回はこれに7万円を追加給付いたします。財源は全額国庫補助金として1億2,000万円を計上いたしました。市独自の施策では、適正な価格転嫁ができない分野における光熱費等の増加影響額の全額を支援する方針とし、令和6年1月から3月分を対象に、医療・介護・障害福祉施設等への支援金1,800万円、市内の私立保育園には100万円を計上しました。同様に、指定管理施設へはそれぞれの費目に合計1,000万円を計上しております。

以上、今回の補正予算は1億9,600万円を追加し、補正後の予算総額は212億3,000万円となります。なお、今回の補正予算の財源は全額国庫支出金であり、全体を予備費にて調整しております。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。その他の議案につきましては、

総務部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、追加議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第130号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正となります。

議案第131号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正となります。

なお、いずれの改正につきましても国からの準則が遅くなったということでございますので、今回の追加上程ということでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第91号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第121号、指定管理者の指定について（飛騨市星の駅宇宙ドーム・神岡）までの31案件、議案第130号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第131号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての2案件の合計33案件につきましては、お手元に配付いたしました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託をいたします。

次に議題となっております、議案第122号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から議案第129号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）までの8案件及び議案第132号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）の合計9案件につきましては、お手元に配付いたしました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日、12月8日から12月13日までの6日間は常任委員会、予算特別委員会のため、本会議を休会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、12月8日から12月13日までの6日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は12月14日、木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時16分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（10番） 野村 勝憲

飛騨市議会議員（11番） 籠山 恵美子